



# 中国残留日本人孤児をめぐる諸論点と先行研究の批判的検討(上篇)

浅野, 慎一

---

**(Citation)**

神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要, 8(1):181-198

**(Issue Date)**

2014-09

**(Resource Type)**

departmental bulletin paper

**(Version)**

Version of Record

**(JaLCD0I)**

<https://doi.org/10.24546/81008569>

**(URL)**

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81008569>



## 中国残留日本人孤児をめぐる諸論点と先行研究の批判的検討（上篇）

The Points at issue and A Critique of Previous Literature on  
“Chugoku Zanryu Koji” (Part.1)

浅野 慎 一\*

Shinichi ASANO\*

**要約：**本稿の目的は、中国残留日本人孤児をめぐる研究・実践上の諸論点を整理し、先行研究の到達点と課題をふまえ、今後、解明すべき課題を明確にすることにある。特に本稿（上篇）では、残留孤児が生み出された1945年頃を起点とし、彼・彼女達が日本に永住帰国するまでの時期を主な対象とする。具体的には、①残留孤児の誕生と「戦争被害」、②ポスト・コロニアルの中国を生きる残留孤児、③残留孤児の肉親捜し、そして④残留孤児の永住帰国という4つの局面に焦点を当て、諸論点を整理する。残留孤児を生み出した客観的かつ決定的な契機は、戦争や植民地支配ではなく、東西冷戦下で実施された日本への集団引揚とその打ち切りであった。また残留孤児が直面する問題の多くは、日本（人）と中国（人）の狭間での適応と排除といったナショナルな認知枠では捉えきれず、ポスト・コロニアルの世界社会における階級・階層的な諸問題にはかならなかった。したがって重要なことは、残留孤児の「生命-生活」過程とそこでの矛盾、そしてそれらを克服する彼・彼女達の主体的営為と協働を事実即して把握することである。国家と市民社会の分離、戦後日本に固有の血統主義的ナショナリズム、自然本質主義と社会構築主義の二分法等の批判的検討も、残留孤児問題の解明には、重要な論点であった。

**キーワード：**中国残留日本人孤児、ポスト・コロニアリズム、戦争、ナショナリズム

## 序章 本稿の目的

本稿の目的は、中国残留日本人孤児（以下、残留孤児とする）をめぐる研究・実践上の諸論点を整理し、先行研究の到達点と課題をふまえ、今後、解明すべき課題を明確にすることにある。

特に本稿（上篇）では、残留孤児が生み出された1945年頃を起点とし、彼・彼女達が日本に永住帰国するまでの時期を主な対象とする。永住帰国以後に関する諸論点は、次稿（下篇）で検討する。

本稿ではさしあたり「残留孤児」という呼称を用いる。彼・彼女達は、歴史-社会的文脈に応じて多様な呼称をもつ。それらは他者による定義であると同時に、彼・彼女達自身が自らの存在やアイデンティティを構築・表現する記号でもある。いずれかの呼称が正しく、他が誤謬と単純に定義しうるものではない。そのことをふまえつつ、本稿と次稿の検討を通し、問題の所在を最も適確に表現しうる呼称・概念についても考察したい。

なお残留孤児<sup>1)</sup>だけでなく、残留婦人等を含む残留日本人全体について考察した文献も少なくない。本稿は、それらも検討対象

に含む。ただし、明らかに残留婦人だけに絞って考察した文献は検討の対象としない。

また本稿は、残留孤児に関するすべての先行研究を網羅的に検討するものではない。残留孤児をめぐるのは、集団引揚、訪日調査、身元保証人制度、日本語教育、居住、就労、健康、訴訟運動等、極めて多岐にわたる個別諸課題に関する膨大な研究・報告がある。それらについては別途、当該個別諸課題に関する実証研究の過程で検討する。本稿は、残留孤児のトータルな生活史・生活過程に重大なインパクトをもたらしたと思われるいくつかの諸局面に焦点を絞り、考察する。

## 第1章 残留孤児の誕生と「戦争被害」

まず残留孤児の誕生、および彼・彼女達が被った「戦争被害」について考察しよう。

## 第1節 残留孤児の誕生

残留孤児は、いつ、どのようにして残留孤児になったのか。こ

\* 神戸大学大学院人間発達環境学研究科教授

(2014年4月1日 受付)  
(2014年5月26日 受理)

これは、十分に議論の余地と価値がある論点である。日本敗戦前後、中国東北地方で日本人の実父母と離死別した時か、あるいは中国人の養父母に引き取られた時か。日本への集団引揚に参加できず、中国への残留が決まった時か、それとも日本・中国の政府によって正式に残留孤児と認定されるまで、残留孤児ではなかったというべきなのか。日本敗戦時に乳幼児だった残留孤児には、成人後、時には中高年になってから、自らが残留孤児だと知らされた人もいる。彼・彼女達は、事実を知らずに生きてきた数十年間、残留孤児であったと言えるのか。そして今なお養父母等から事実を教えられず、中国の地で中国人として暮らしている日本人の実子達は、果たして残留孤児なのか。

このことはまず、彼・彼女達が残留孤児になった経過が、一つの指標で単純に定義し得るものではないという現実を物語っている。様々なイベントの連続的生起の中で、彼・彼女達は残留孤児になったのである。

ただし、彼・彼女達を残留孤児にした客観的かつ決定的なイベントが、1946年から1958年にかけて実施された日本への集団引揚であったことは、疑い得ない。この時期、中国東北地方には、多数の日本人の子供達が取り残されていた。その中で、集団引揚によって日本に帰還し得た子供達は「引揚者（引揚児童）」になり、逆に帰還し得なかった子供達が残留孤児になったのである。

この区別は、中国残留邦人等支援法における残留邦人の定義とも合致する。同法は、中国残留邦人を「中国の地域における昭和二十年八月九日以後の混乱等の状況の下で本邦に引き揚げることなく同年九月二日以前から引き続き中国の地域に居住している者であって同日において日本国民として本邦に本籍を有していたもの及びこれらの者を両親として同日三日以後中国の地域で出生し、引き続き中国の地域に居住している者（傍線筆者）」と定義している。日本への引揚の可否が、引揚者と残留邦人の分岐点である。

なお、引揚児童にも残留孤児にもなれなかった日本人の子供達もいる。中国東北地方で死んでいった多数の子供達である。残留孤児は、中国人による養育・庇護の下、とにもかくにも生き延び、かろうじて残留孤児になることができたともいえる。

従来、こうした残留孤児の誕生、特に引揚者との分岐点は、ややもすれば曖昧にされてきた。なぜなら戦後の日本社会において残留孤児の誕生の経過は、主に引揚者によって代弁されてきたからだ。残留孤児の多くが日本に帰国し得たのは、1980年代以降であった。しかも残留孤児は日本敗戦時に幼少だったため、当時の記憶が希薄なケースも多い。日本語の壁もある。そこで残留孤児の誕生の経過を日本社会・日本のマスメディアに向かって語り伝えてきたのは、残留孤児自身ではなく、主に中国東北地方からの引揚者であった。ただし正確に言えば、そこで語り伝えられた実態は、引揚者が日本への引揚船に乗る以前に体験・目撃した、いわば引揚者と残留孤児が共有した苦難である。引揚者は、「自らも残留孤児になりかねなかった」との実感を持ち、自らも残留孤児の共通性・類似性を語った。残留孤児と引揚者の異質性・断絶性を語る事ができる主体は、戦後の日本に長らく存在しなかったのである。

南誠は、「これまでの研究ないし言説空間において、両者（残留日本人と引揚者。筆者付記）を分岐した契機は必ずしも明らかに

されていない。その分岐点は、敗戦直後の混乱した状況下、現地人の家庭に入ったのが契機であると見なされてきた。しかし現地人の家庭に入ったのは残留日本人だけでなく、引揚者も多くいた。したがって両者の分岐点は敗戦直後ではなく、…（中略）…戦後空間で生じたものだと考えるべきであろう<sup>2)</sup>と述べる。極めて妥当かつ重要な指摘である。残留孤児は、戦争によってではなく、戦後の引揚政策とその終結を契機として、引揚者と分岐して誕生した固有の主体といわねばならない。

この事実をふまえれば、一般に残留孤児の「戦争被害」として語り伝えられている諸事実——ソ連進攻に伴う逃避行、難民生活、家族離散等——の多くは、実は残留孤児に固有の被害ではないことがわかる。それらは残留孤児だけでなく、引揚者および死亡者も含め、日本敗戦前後に中国東北地方に取り残されていた日本人に広く共有された被害である。すなわちこうした戦争被害の渦中にあった時期、「残留孤児」という概念も主体もまだ存在していなかったのである。

こうした根本的な論点をふまえた上で、残留孤児が広義の戦争被害者であることについては、ほとんどの先行研究において大まかな合意がある。

ただしその内実をめぐっては、たとえば2002年以降、全国各地で展開された残留孤児の国家賠償請求訴訟でも、いくつもの論点が重層的に争われた。

## 第2節 残留孤児の被害を「戦争被害」に限定できるか？

まず第1の論点は、残留孤児の被害を「戦争被害」に限定できるか、である。

残留孤児の多くは、日本敗戦前後に肉親と離死別し、その後も中高年になるまで日本への帰国を許されず、ようやく日本に帰国した後も数々の苦難を余儀なくされた。これらの60年間以上にもわたる諸困難のすべてを「戦争被害（またはその残滓）」に一括しうるか、という問題である。

国家賠償訴訟において、被告となった日本政府は、残留孤児の被害が「戦争被害」であると主張した。その背景には、戦争被害を「国民が等しく受忍すべき」ものとして国家賠償の対象としないう最高裁判例があった（以下、「受忍論」とする<sup>3)</sup>）。

ただし残留孤児の苦難を「戦争被害（またはその残滓）」とみなしてきたのは、日本政府だけではない。むしろ戦後の日本社会は、そうした認識を幅広く共有してきたといつてよい。1985年、厚生省の諮問機関である中国残留日本人孤児問題懇談会は、「孤児は過去の不幸な戦争の犠牲者<sup>4)</sup>」との基本的な考え方にに基づき、支援政策を答申した。ほとんどのマスメディアも、残留孤児を「今なお残る戦争の傷痕」、「忘れてはならぬ戦争の記憶」、「語り継ぐべき戦争の歴史」の一素材として報道し続けてきた<sup>5)</sup>。残留孤児を支援するボランティアにも中国東北地方からの引揚者が多く、ここでは中国で同じ「戦争被害」を体験したとの思いが、支援活動への参加の重要な動機となっていた。

一方、国家賠償訴訟の原告である残留孤児とその弁護団は、残留孤児の苦難が「戦争被害」というより、戦後になってから新たに生み出された被害であると主張した<sup>6)</sup>。その背景の一つには、先述の日本の裁判所の「受忍論」があった。

しかし残留孤児の被害が、戦後、新たに生み出された被害であるとの認識は、単なる法廷戦術ではなかった。残留孤児を支援してきたボランティアの多くは、日本政府の残留孤児への支援（肉親探し・永住帰国等）が、敗戦時の引揚者支援の延長上でしかなく、引揚者との違いを軽視していると批判してきた<sup>7)</sup>。1988年に残留孤児の被害を詳細に調査した鈴木孝雄<sup>8)</sup>も、残留孤児問題が「単に戦争だけの被害では」なく、「独立回復後の日本が自分でとった政治の決着の問題」であると指摘していた。前述のように残留孤児が戦後の集団引揚とその終結によって生み出されたという事実をふまえれば、それが単なる戦争被害ではなく、東西冷戦というポスト・コロニアルの世界社会構造によって生み出された新たな被害であったことは明白である。近年、残留孤児の被害を、戦後に生み出された新たな被害であることを実証する研究も、南誠、浅野慎一、佟岩等、一部の研究者によって蓄積されつつある<sup>9)</sup>。

以上の論点は、残留孤児問題を、帝国主義・植民地支配の残滓と捉えるか、それともポスト・コロニアルの新たな課題と捉えるかという歴史認識上の対立にはかならない。

その中において、蘭信三はやや特異な立場をとっている。蘭は、戦後の日本社会が残留日本人・帰国者を「戦争被害者である日本国民」としてナショナリスティックに受容し、同時にそれゆえにこそ「中国人」とみなして排除してきたと批判する<sup>10)</sup>。これは戦後の日本社会・国民国家に対する一種の批判であり、その限りではポスト・コロニアリズムの視点といえる。しかしその際、蘭が重視する受容と排除の基準は、あくまで戦後日本のナショナリズム、およびオリエンタリズムでしかない。こうしたナショナリズムやオリエンタリズムというまでもなく、ポスト・コロニアル時代に固有の社会意識ではない。帝国主義・植民地支配を含むトータルな近代を貫く社会意識である。

しかも蘭は、それをしばしば、自身の研究テーマである「満洲」の「記憶」と結びつけて語る。蘭にとっての残留日本人問題は、つねに帝国崩壊のナショナルな「記憶」へと還流する。蘭は、残留孤児を「帝国の落とし子」<sup>11)</sup>と位置づけ、『満洲』と日本を問い続け<sup>12)</sup>。こうして蘭の戦前・戦中と戦後を連続的に捉える認知枠は、日本政府が採用する「戦争被害」論へと限りなく近似していかざるをえない。蘭は、残留孤児が2002年以降に提訴した国家賠償訴訟も、「先の戦争」の影がいまだに尾を引く、「終わらぬ戦後」の課題と捉えている<sup>13)</sup>。

### 第3節 戦争被害と国家の法的・政治的責任

さて第2の論点は、戦争被害と国家の法的・政治的責任の関係である。

国家賠償訴訟において、被告の日本政府だけでなく、原告の残留孤児もまた一定の文脈で、自らが戦争被害者であると主張した。そこには、①国家が起こした戦争による被害だからこそ国家賠償すべきであり<sup>14)</sup>、②しかも残留孤児の戦争被害は一般の日本国民のそれとは同一視できない特殊なものである<sup>15)</sup>という二つの主張が込められていた。残留孤児・弁護士は法廷戦術として、①よりも②の主張を前面に打ち出した。①の主張で、日本の裁判所の「受忍論」を正面から覆すのは難しいと思われたからである。ただし

裁判を闘った残留孤児および弁護士の意識の中には、①の思いも濃厚に含まれていた。

蘭信三は、この論点でもまた、独特の立ち位置をとっている。蘭は、戦争被害者であることを強く訴える残留孤児、および「残留日本人だけが戦争被害者ではない」と考える日本の行政・日本人・日本社会等との対立に着目し、これを日中の歴史観・戦争観の違いに基づく感情的対立・行き違いとみなす<sup>16)</sup>。そして中国の歴史観・戦争観に鈍感で、歴史的想像力を欠如させた日本人・日本社会・行政の側を、批判するのである。

蘭の認識は、一見、残留日本人の主張を擁護しているかに見える。

しかし、残留日本人の主張——①「受忍論」への批判、および②自らを特殊な戦争被害者とする認識——は、蘭が指摘するような中国に固有の歴史観・戦争観ではない。それはむしろ日本・中国の違いを問わない階級的視点に基づく主張である。つまり①戦争被害を受けた民衆として、加害者たる日本国家の責任を追究し、②同時に民衆が被った多様な戦争被害は「国民」としての同質性に回収しえないとの主張である。

一方、「残留日本人だけが被害者ではない（国民は皆、被害者だ）」という主張は、これもまた決して日本・日本人に固有の歴史観・戦争観ではない。それは国民としての同質性を重視する立場であり、ましてそれが「国民としての受忍」を求める文脈で発せられる時、それは極めて没階級的な国民主義の主張にはかならない。

こうした階級的な主張、および国民的主張の対立を、あたかも中国と日本の戦争観・歴史観の違いに基づく感情的対立であるかのように見なす蘭の視点は、それ自体、国民的であり、没階級的と言わざるをえない。つまり蘭は日本人・日本社会・行政の側を批判するが、その批判の観点そのものが、日本政府が唱える「受忍論」と同様、あくまで国民的なそれにはかならないのである。

### 第4節 戦争被害の責任主体／加害と被害

第3の論点は、残留孤児の戦争被害をもたらした責任主体、および被害と加害の関係である。

国家賠償訴訟において、日本政府は、残留孤児の戦争損害がソ連の対日参戦によって生じた混乱に起因すると主張した<sup>17)</sup>。つまり残留孤児発生の直接的原因が、日本政府の政策ではなく、ソ連の対日参戦にあるとの認識である。ただし厳密に言えば、日本政府は、ソ連政府の法的・政治的責任を追究しているわけではない。あくまで「ソ連の対日参戦によって生じた混乱」に起因するとの立場である。このような責任の所在を明確にしない立場は、前述の戦争被害の「受忍論」とも整合的であり、また実践的にも日本政府がソ連政府の法的・政治的責任を追究する意思をもたないこととも整合している。

これに対し、原告である残留孤児は、戦前の日本政府の国策（満洲国）建国、満洲開拓移民、日本軍撤退等）が被害をもたらした先行行為であり、したがって日本政府の法的・政治的責任は避けられないと訴えた<sup>18)</sup>。

これは、国家賠償訴訟において「戦争被害」をめぐる最大の争点であったといえる。

そして戦前の日本政府の国策が先行行為であったすれば、残留孤児は、日本帝国主義の中国侵略・植民地支配の中で生み出されたことになる。実際、多くの残留孤児はそのように語る。

これをふまえ、残留孤児の発生原因の中に、日本人としての「加害者性」を見出す論者は少なくない。もとより敗戦時に13歳未満であった残留孤児を露骨に「戦争の加害者」とみなす見解は少ない。しかし家永三郎・中野謙二は、残留孤児等の「子供」にも日本人としての加害者性を見出している<sup>19)</sup>。年長の残留婦人や満洲開拓移民を「植民地支配・土地収奪の尖兵・手先」等と捉え、日本敗戦前後における彼・彼女達の凄惨な逃避行や難民生活といった苦難の中に「加害と被害の錯綜」を見出す論者は、枚挙にいとまがない<sup>20)</sup>。これらはいずれも、中国人に対する日本人の加害的側面を重視した国民的視点に基づく研究といえる。

一方、残留孤児はもちろん、残留婦人や満洲開拓移民、そしてそれ以外の大多数の日本人の民衆を——中国人の民衆と同様——、日本帝国主義・侵略戦争の被害者と捉える立場もある<sup>21)</sup>。これは中国や日本の共産党、および日本敗戦前後に残留日本人を引き取った中国の民衆の心情に見られた立場であり、すぐれて階級的な視点といえる。

こうした中であって、蘭信三は、国民的視点に基づき、残留日本人の体験に「加害と被害の錯綜」を見出す論者の一人である。前述のように蘭が、日本人としての国民的視点から日中双方の歴史観・戦争観の違いを重視し、『満洲』と日本を問い続け」る以上、日本人の加害者の側面に言及するのは当然であろう。

そこで蘭は、満洲移民・残留日本人が日本敗戦前後に被った被害の中でも、中国人の反感・敵意の爆発、中国人による襲撃・収奪を特に重視する。つまりここでいう「被害と加害の錯綜」のうち、「加害」とは戦前の日本の国策に加担し、土地収奪の尖兵となって入植し、中国人から生活基盤を収奪したことである。逆に「被害」とは、最も直接には、「満洲国」崩壊と同時に「中国人の敵意の矢面」に立たされ、中国人による収奪・襲撃、および戦後の迫害にさらされ、「敵国人として生命の危機」を被ったことにある<sup>22)</sup>。いわば残留日本人の「被害」をもたらした最も直接的な加害者は中国人——たとえそれが日本の植民地支配に対する反感・敵意の爆発だったとしても——ということになる。

そして蘭によれば、こうした「加害と被害の錯綜」を生み出したのは、帝国崩壊・植民地的状況の解体による混乱・政治的治安的な「真空状態」である。それはまさに、残留孤児の発生を「ソ連の対日参戦によって生じた混乱」に起因するとみなす日本政府の認識・主張と限りなく近似している。

以上のように、蘭は、戦後の日本社会や日本人を批判し、しかも戦中の日本人の加害者性を重視する。ただし蘭のそうした主張は、つねに国民的視点から発する。そこで、①「残留孤児の被害＝戦争被害」論、②「受忍論＝日本・日本人の歴史観・戦争観」とみなす国民主義、そして③ソ連参戦・植民地崩壊に伴う混乱・政治的治安的な「真空状態」論など、いずれも国家賠償訴訟における日本政府の認識・主張に近似していく。蘭が、国家賠償訴訟において「原告団と距離」<sup>23)</sup>をとったのは、その理論的立場からみて当然であったといえよう。

\* 日本人の加害者性について考える際、ヤスパースやアール

ントの見解は貴重な補助線となる。

ヤスパース<sup>24)</sup>は、戦争における「罪」と「責任」を区別し、また「罪」を4つに区分した。すなわち、①処罰が対応する刑法上の罪、②「責任(haftung)」が対応する政治上の罪、③洞察が対応する道徳上の罪、そして④人間の自覚の変化が対応する、人間相互の絶対的連帯を作り得ていないという形而上的な罪である。この4つの区分は、一方で戦争の罪を単に政治的責任や個々の刑法犯罪に限定せず、道徳・形而上レベルまで掘り下げて捉えた点で重要である。同時にまた、戦争の政治的責任を、個別の刑法犯や道徳・形而上の罪に埋没させず、独自の政治課題として明確化した点でも意義をもつ。

一方、アール<sup>25)</sup>は、戦争の罪を「人間であることの恥ずかしさ」として受けとめた。また彼女は、①政治的責任は一国民内部で完結せず、加害者と被害者の将来にわたる歴史的關係性の中で果たされ、②人間相互の根源的連帯は神や自覚のレベルにとどめず政治形態として模索しようと主張した。つまり彼女は、「被害者＝ユダヤ人」を含む人間としての道徳・形而上の罪を引き受け、しかもそれを「ディアスポラ＝ユダヤ人」として一国民国家に収斂しない政治的責任の果たし方へと連鎖させる可能性を追求したのである。

ヤスパースとアールはともに、戦争の「罪」に焦点を当てた。それは彼・彼女達が戦争による深刻な「被害」をふまえ、同時に「罪」の忘却に抵抗しようとしたからである。それは決して、「被害と加害の錯綜」といった平板かつ単純な立論ではない。しかも①処罰、②政治責任の遂行、③洞察、そして④自覚の変化は、単に加害者としての罪の自覚からのみ生じるわけでもない。それらは何よりも現実の被害者による問題提起や責任追及、さらにアールが主張した加害者と被害者の将来にわたる歴史的關係性の構築の中からも生成しうる。被害者は決して無力な客体ではない。被害者は、自らの道徳・形而上の罪を問いつつ、しかし同時に被害者としての主体性に基づいて、加害者の政治責任や様々な罪を問う主体であり続ける。そしてその営みは、アールが言うように、一国民内部で完結せず、人間相互の根源的連帯を実現する政治形態の模索へと連鎖する。

## 第5節 戦争被害の共通性と個別性

最後に第4の論点は、残留孤児の戦争被害における共通性と個別性である。

国家賠償訴訟において、残留孤児が自らの被害体験を詳細に語れば語るほど、そこには様々な個人的事情や偶然の要素が不可避的に入り込んだ<sup>26)</sup>。また日本の敗戦時、特に幼少だった残留孤児は、当時の記憶・物証が乏しく、自らの被害を具体的に語り得なかった。

そこで被告の日本政府は、「残留孤児に共通して論じられる被害は存在しない」、「原告各人の個別事情は、国の政策の違法性認定と無関係」と主張した。

これに対抗するには、残留孤児の被害を、単なる個人的事情・偶然的集積と捉えたり、また漠然たる一般化や最大公約数的な共通要素の抽出によって把握するだけでは不十分である。何より、

残留孤児の多種多様な、しかも場合によっては当事者にも語り得ない被害の実態も含め、構造的・立体的に把握する必要がある。

先行研究には、残留孤児が実父母と離死別し、中国人に引き取られた経過に着目した類型化の試みがある。

たとえば郡司彦は、①撃滅孤児（戦場となった跡に取り残された者）、②退避孤児（退避する途中ではぐれ、または捨てられた者）、③難民孤児（難民収容所で父母の死亡や病気のため、中国人にもらわれたり、買われた者）、④拉致・誘拐孤児（拉致・誘拐された者）、⑤その他の5類型を析出した<sup>27)</sup>。

菅原幸助も、①避難孤児（親が死に、中国人に育てられた子供）、②難民孤児（収容所に中国人がもらいにいって育てた子供）、③預かり孤児（親が「死なせるよりは」と中国人に預かってもらった子供）、④拉致孤児（さらわれた子供）、⑤売買孤児（日本人の人身売買）といった類型を示している<sup>28)</sup>。

中野謙二・木下貴雄は、①難民孤児（親の死亡にともなう孤児）、②預かり孤児（逃避行中に手離された孤児）、③拉致孤児（つれ去られた孤児）、④その他の孤児に区分した<sup>29)</sup>。

猪股祐介は、残留日本人が中国人家庭に入った経緯を、①遭難型、②困窮型、③就労型等に区分している<sup>30)</sup>。

これらは、多種多様な、しかも場合によっては当事者にも語り得ない残留孤児の発生状況を構造的・立体的に捉えようとする貴重な試みである。

ただしこれらはいずれも、残留孤児等が中国人に引き取られた経過に着目した類型化であり、そうした経過が生み出された社会構造的な背景まで捉えていない。残留孤児の発生や被害を単に個人個人の個別事情や偶然ではない形で把握するには、彼・彼女達の居住地域・年齢等を考慮に入れた構造的・立体的な把握が必要であろう。

浅野慎一・佟岩は、日本敗戦当時、①黒竜江省等の農村の鉄道沿線に住んでいた8歳以上、②黒竜江省等の鉄道から遠隔地の農村に住んでいた6～7歳、③元の居住地は②に準じると思われるが、敗戦時の記憶がなく、黒竜江省等の農村の路上・戦場跡に置き去りにされていた3～5歳、そして④遼寧省等の都市に住んでいた0～2歳という、残留孤児の4類型を抽出している<sup>31)</sup>。この4類型は、中国人に引き取られた経過もそれぞれ異なる。なおこの4類型以外の子供、たとえば黒竜江省等の農村に住んでいた0～2歳の子供は死亡率が特に高く、逆に遼寧省等の都市に住んでいた3歳以上の子供は引揚者になった可能性が高い。いわば残留孤児の体験の多様性は、単なる個別事情や偶然ではなく、居住地と年齢階梯によって規定された構造的な多様性であった。ただしこの4類型は、兵庫県に住む44名の残留孤児の聞き取り調査に基づくものであり、より多数の事例をふまえた検証が求められる。

## 第2章 ポスト・コロニアルの中国を生きる残留孤児

では次に、第二次世界大戦後の中国における残留孤児の生活実態をめぐる諸論点を整理し、先行研究を検討しよう。

日本では、この分野の先行研究は多くない<sup>32)</sup>。

もちろん残留孤児の手記やライフ・ヒストリー研究の中で、中国での生活実態への言及は珍しくない<sup>33)</sup>。ただしその多くは、戦

争の残滓、または日本への永住帰国の前段階と位置づけられ、固有の研究テーマとして論じられることは少ない。

以下、中国での数十年間にわたる残留孤児の生活を単なる「喪失／空白」とみなさず、その社会的意味を考察した数少ない先行研究の到達点と課題をみていこう。

### 第1節 「超負荷体験」論

蘭信三は、戦後の中国社会における残留日本人の苦難を「超負荷体験」と捉えている<sup>34)</sup>。

蘭によれば、残留日本人は日本敗戦によって国家の保護を失い、「むき出しの個人」のまま、戦後の中国社会に放り出された。そして中国人の敵意の矢面に立たされ、敗戦国民として負の遺産を背負いつつ、戦後の中国社会を生き抜いてきた。彼・彼女達は戦後の中国社会で「日本人」というスティグマを刻印され、孤立し、「一人きり／ひとりぼっち」の残留生活を余儀なくされた<sup>35)</sup>。特に残留婦人はアイデンティティの危機に瀕し、中国での現実生活を「かりそめ」のものとして捉え、「ノスタルジアとしての日本」を心の支えとして生き抜いてきた<sup>36)</sup>。総じて蘭によれば、残留日本人は、戦後の中国社会において30年以上にわたり、「敵国日本人」の烙印・トラウマを背負い、アイデンティティの不安に苛まれる「超負荷体験」を余儀なくされてきたのである。

こうした蘭の見方は、現実の一面を言い当てている。残留日本人、特に残留婦人が戦後の中国社会で筆舌に尽くせぬ苛酷な体験を余儀なくされたことはまちがいない。

しかしそれでも人は、「一人きり／ひとりぼっち」では決して生きられない<sup>37)</sup>。残留婦人を含む残留日本人が戦後の中国社会で生き抜くことができたのは、まず中国人による保護や支援が、そして何よりも中国人との協働があったからである。その意味で、残留日本人は決して「一人きり」でも「むき出しの個人」でもなかった。

また残留日本人が戦後の中国ですごした数十年間は、単に「日本人」としての苦難やアイデンティティの模索、「ノスタルジアとしての日本」を紡ぎ出すだけの人生でもなかった。彼・彼女達は戦後の中国社会で、中国人とともに食べ、学び、働き、結婚し、子供を生み育て、激烈な政治・社会変動をくぐり抜けてきた。つまり中国の地で中国人とともに自らの人生を創造し、中国社会の変動を乗り越えてきたのである。

これらの明白な事実を軽視することは、残留日本人の実像やその歴史・社会的意味を歪めることになる<sup>38)</sup>。

### 第2節 「普通の中国人」・民族共生論

一方、残留日本人が戦後の中国社会に統合され、普通の「中国人」として生きてきた事実を強調する論者もいる。新井利男・岡庭昇・真野貢一・呉万虹等である。

新井は、中国に生きる残留孤児が「血は日本であっても、言葉や習慣、文化などすべてが中国人」で、「四十、五十代の働き盛り。多民族国家・中国で大和族としてたくましく生きている」と述べる<sup>39)</sup>。

岡庭・真野も、残留孤児が中国社会で確固とした位置を占める「新中国人」であり、「まだ日本に帰ってこれない日本人」といっ

た同情は日本人側の傲慢と指摘する<sup>40)</sup>。

呉も、残留孤児の中国での生活を「必要以上に同情の目で見」、日本に帰国した残留日本人を、まるで収容所から出てきた「英雄」のように迎えることは、日本人の傲慢な優越感の現れと批判している<sup>41)</sup>。

なお蘭信三も、残留婦人が中国社会で日本人としての「超負荷体験」をするだけでなく、中国人と日常生活をともにするうちに、中国社会・中国人への共感を育み、中国社会の懐の深さによって、日本人としての民族意識を相対化していった面があると指摘している<sup>42)</sup>。

こうした見方にも、一定の妥当性はある。

しかし、一方で中国社会からの排除・疎外、他方で中国社会への適応・統合という二つの事実を二者択一し、または並列させる観点は、それ自体がナショナリズムである。排除と適応は、方向としては真逆でも、その基準はいずれも「日本(人)と中国(人)」というネーションにはかならない。岡庭・真野が「ごく普通の、まっとうな中国現代社会の社会人」とみなす残留孤児像は、主に中国で成功して一定の社会的地位を獲得した残留孤児からの聞き取りに依拠している。呉が、日本人の「過剰な同情」を批判する際にあげる根拠も、残留日本人の中にも高学歴で管理職・専門職として成功し、「中国で満足すべき生活をしているものが多い」との事実である。いずれも階級の上昇を通して国民的統合を果たした一部の事例にかならない。

ポスト・コロナル中国社会では、排除された残留日本人はもちろん、適応に成功した残留日本人も、そして何より大多数の中国人民衆も、多大な政治・経済的苦難を余儀なくされた。対日戦争後も続いた国民党と共産党の内戦により、中国東北地方の都市では多数の餓死者が出た。1949年の中華人民共和国成立後も、東西冷戦の下、中国共産党による国家運営は混迷を極め、多数の犠牲者を生み出した。1958～60年の大躍進政策の破綻と大飢饉による死者数は今も明らかにされていないが、2000～4500万人ともいわれる。1966～76年の10年間にわたる文化大革命による犠牲者数も今なお不明だが、数百万人から1000万人以上と推計されている<sup>43)</sup>。

戦後の日本民衆が経験してきた苦難は、日本が東西冷戦の渦中で対米従属の下、独占資本主義の復活を果たし、朝鮮戦争・ベトナム戦争の特需を手がかりとして高度経済成長・準中核国化を達成したことに起因して生成した。一方、残留孤児や中国民衆が体験してきた苦難は、反帝国主義・民族解放に代わるポスト・コロナルの新たな世界社会変革の展望が見出せない中で、中国が一国単位の「自己防衛的社會主義」を選択せざるを得ず、民族解放後も世界システムの周辺にとどまり、または一国単位で強行的・急進的に周辺からの脱出を図ろうとして破綻したことに起因して生成した<sup>44)</sup>。日中双方の民衆の苦難はともに、ポスト・コロナルの世界システムによって創出された階級的苦難である。しかしまたそれゆえに世界システムの周辺国としての中国において残留孤児や民衆が体験した苦難は、準中核国化の道を歩んだ日本で民衆が被った苦難に比べ、途方もなく苛酷・凄惨なものであった事実は否定しえない。

したがって戦後の中国社会における残留日本人の苦難は、決して

日本人としての差別・排除だけにとどまらない。中国人として統合されれば、すべての苦難が解消したわけではないのである。重要なことは、国民国家を前提とした排除と統合という二つの事実を並列させてナショナルな公平性を担保することではない。ポスト・コロナルの中国社会における残留日本人の「生命-生活(life)」過程とそこでの矛盾、そしてそれらを克服する主体的営為と協働の実態をトータルに把握することであろう。

### 第3節 残留生活の受けとめ方とその研究法

さて、適応と排除を二者択一し、または並列させるナショナリズムは、しばしば中国での残留孤児の生活体験の単純な類型化へとつながる。つまり、①適応に成功して残留体験を肯定的に受容しえた者、②排除・疎外され、残留体験を否定的に受け止める者、そして③両者の中間である。

蘭信三は、残留日本人のいくつかの生活局面での体験やその受けとめ方に着眼して、残留体験を、①肯定・受容し、達観して中国に定住しているタイプ、②否定的に受け止め、恨みや日本への望郷を強めているタイプ、そして③諦観と悲しみをもって受けとめている中間的なタイプの3類型を示した<sup>45)</sup>。

呉万虹も、残留日本人の定着意志とナショナル・アイデンティティ、定住動機に注目して、①中国に根を下ろして落ちついた生活を送っているタイプ、②仮住まいの意識が色濃く残っているタイプ、そして③それらの複合型の3類型を抽出している<sup>46)</sup>。

そしてこうした類型はしばしば、中国への定住指向、もしくは日本への帰国指向と関係づけられる。また残留体験を肯定的に受容しえたタイプが、「適応力」という観点から肯定的に評価される。蘭によれば、「中国社会で生きることを選択したひとたちこそ歴史に流されずに生き抜いているひとたち」<sup>47)</sup>である。また呉によれば、「中国に根を下ろして着いた生活を送っている人」は、「生活に立ち向かう態度が真面目である」<sup>48)</sup>。

しかし、蘭や呉のこうした諸類型は、残留日本人の現実の生活過程の把握に基づくというより、むしろ研究者自身の——または当事者が両国の国民に向けて発信した——ナショナリスティックな問題関心に基づいて抽出されたものにかならない。またそれは、たえず揺れ動く主観的な意識を固定化させて捉えた暫定的な類型とならざるを得ない<sup>49)</sup>。

そのような方法論上の限界をもたらす原因の一つは、ライフ・ヒストリー論の理論的枠組にある<sup>50)</sup>。そしてそれを一層助長させる要因は、これらの類型が、オリジナルな実態調査ではなく、既存の手記やドキュメンタリー等の二次資料に依存して作られていることにある。蘭や呉ももちろん、自らインタビュー調査は実施している。しかし、二次資料への依存度が高い。二次資料が、多様な時期に、しかも多様な社会的文脈・意図の下に作成・公表されたものであることはいうまでもない。またそこに、ある残留日本人が主観的に構成した体験が記載されていたとしても、同時に彼・彼女達がそれ以外の主観的体験を併せ持っていなかったかどうかは検証しえない。ある時点での主観的な意識やその変化を、現実の生活過程やその変化と結びつけて検証する上でも限界がある。トータルな生活史・生活過程について様々な質疑応答を重層的に積み重ねるインテンシヴなインタビュー調査、または周到に

設計された統一的選択肢に基づくアンケート調査によって得られるオリジナルな研究データに比べ、二次資料の限界・脆弱さは明らかであろう。二次資料に依拠し、しかも研究者のナショナリティックな問題意識に沿って類型を抽出すれば、必然的にその類型はステレオ・タイプ化せざるを得ない。

一方、佟岩・浅野慎一は、インテンシヴなインタビュー調査をふまえ、本稿第1章第5節で示した残留孤児の4類型が、ポスト・コロニアルの中国社会における生活の質をも大枠で規定したことを明らかにした<sup>51)</sup>。つまり①黒竜江省等の農村から遼寧省等の都市まで鉄道で逃避行をした年長者、②黒竜江省等の農村内部で流浪した年長者、③黒竜江省等の農村の路上・戦場跡に置き去りにされた年少者、そして④遼寧省等の都市で実父母から養父母に託された年少者という4つの類型毎に、戦後の中国社会での生活のあり方が大きく異なっているのである。この4類型は、適応と排除といったナショナルでステレオタイプな、しかも揺れ動く主観に基づく類型ではない。中国国内の都市と農村という厳然たる地域差、および戦後中国の激烈な社会変動の各時期にどのような年齢階梯で遭遇したかという客観的な世代差に基づく類型である。それぞれの類型には、それぞれの質的に異なる適応があり、排除もあり、そして適応と排除の二分法では捉えきれない様々な現実体験があった。

ただし、こうした佟・浅野の4類型は前述のように、兵庫県に住む44名の残留孤児の調査に基づく暫定仮説であり、より多数の事例をふまえた検証が不可欠である。また4類型の差異を超えた残留孤児としての同質性・共通性についても、さらに分析・考察が必要である。たとえば、文化大革命で残留孤児が「日本人」として迫害されたことは、周知の事実だ。しかし文化大革命で迫害されたのは、残留孤児だけではない。多くの中国人もまた、迫害の対象とされた。逆に迫害を免れた残留孤児も少なくない。こうした実態に踏み込み、残留孤児としての同質性・共通性、およびそれが意味する歴史・社会的意義について、検証すべき論点はまだ山積している。

#### 第4節 中国における研究動向

さて中国では1990年代以降、残留日本人の研究が急速に蓄積され始めた<sup>52)</sup>。そこには日本での研究とは異なり、戦後の中国社会における残留孤児の生活や意識の克明な記録がみられる。

特に関亜新・張志坤の研究は、その集大成といってよい<sup>53)</sup>。関・張は、中国における残留日本人の居住地や教育水準、実父母の職業階層等を統計的に示し、併せて質的調査によって中国での生活実態を提示した。関・張の研究の最大の特徴は、膨大な档案原本を元資料として活用したことにある。档案とは本来、記録文書一般のことだが、ここでは特に個人の詳細な人事資料を指す。中国では国民一人ひとりに档案があり、共産党組織の人事部門・公安機関等がこれを管理している。档案は、自分で記載する部分、職場の人事部門が作成する部分、そして公安機関による調査や周囲からの密告によって構成される部分からなる。出身家庭、出身階級、学業成績、賞罰、政治運動や学習の態度、業務能力や日常生活の態度等、一切が記載対象となる。残留孤児の場合、養父母に引き取られた経過、養父母の属性・状況、引き取られたことを

示す公証書、および証人・証言の記録文書、残留孤児としての認定記録、肉親捜しや親戚訪問・日本への永住帰国の状況等に関する記録も含まれる。档案は原則として非公開であり、本人も閲覧できない。しかも中国では、残留日本人の管轄官庁は省レベルの公安厅であり、その個人情報への自由なアクセスは極めて難しい。そうした中で本研究は、中国社会科学院の国家プロジェクト研究として採択された経緯もあり、政府・公安機関の全面協力を得て、档案を研究資料として活用することを許可された。

しかしこうした関・張の研究も含め、中国の先行研究の認知枠は管見の限り、ほとんどが愛国的なナショナリズムである<sup>54)</sup>。国民国家の限界を問い直すポスト・コロニアルの視点、そしてそこに不可欠な階級的視点は、やはり希薄といわざるを得ない。中国の公安機関が作成・管理する档案が、国民国家の治安維持の観点から収集・記載されているのは当然であり、これを分析する関・張にもその観点は無批判に共有されている。関・張は、独自のインタビュー調査も行っているが、この限界を打破しえていない。

残留孤児は、日本ではしばしば「血が呼んだ祖国（日本）への帰国」、「日本人としての同化と排除」、「日本国民としての権利の侵害」等、政治的立場は違っても各種のナショナリズムの物語へと回収されがちである。同様に中国でも残留孤児は、「敵国である日本の子供を引き取って育てた中国の偉大さ」、「恩義あるもう一つの祖国（中国）への愛着」の象徴である。日中双方のナショナリズムは時として矛盾・対立するが、しかし多くの場合、それ以上は掘り下げて考察されず、「二つの祖国への愛情」、「中日友好の象徴」という形で安易に調和が図られる。そしてこうした認知枠を逸脱する現実の残留孤児の生活・意識・行為は、視野の外におかれがちとなる。

戦後の中国社会における残留孤児の生活を、「日本（日本人）」から隔離された「収容所」・「超負荷経験」・「一人きり／ひとりぼっち」と捉える日本側のナショナリズムは、まさに傲慢である。しかし中国側のナショナリズムを日本側のそれと並列させてバランスをとっても、ナショナリズムの克服にはならない。むしろナショナリズムそれ自体は、一層強化される。そもそも国家は単独では成立せず、相互承認に基づく国家間システムとして初めて成り立つ。中国社会における統合と排除の二つの事実を並列させる認識は、まさに日中双方のナショナリズムの産物にほかならない。重要なことは、統合と排除の二分法（二者択一であれ、並列であれ）やそれに基づく単純な類型化にとどまらず、諸個人のトータルな生活過程とそれを支えた協働の実態を、ポスト・コロニアルの中国の社会変動やそこでの矛盾との関連で把握することであろう。

### 第3章 残留孤児の肉親捜し

本章では、残留孤児の肉親捜しに関わる諸論点を整理し、先行研究を検討する。

#### 第1節 肉親捜し・永住帰国・国籍変更の関連

残留孤児の肉親捜しを固有のテーマとした先行研究も、極めて少ない。

なぜなら多くの先行研究は、①肉親捜し、②日本への永住帰国、



そして③日本国籍の回復・取得という3つのトピックスを一連の流れと捉えてきたからである。残留孤児の国家賠償訴訟でも、肉親捜しは、日本政府の早期帰国実現義務の一環と位置づけられ、争われた。

しかし残留孤児の肉親捜しは、永住帰国・国籍回復の単なる前段階ではない。この点は、日本政府が当初、肉親（戸籍）の判明を、永住帰国や日本国籍認定の前提条件と位置づけてきた経過もあり、しばしば看過されてきた。しかし、①肉親（血統）の確認、②定住国の選択、③国籍帰属は本来、それぞれ別問題である。現に肉親が判明しても、中国籍のまま、中国に定住している残留孤児もいる<sup>55)</sup>。逆に肉親は判明していないが、日本に永住帰国し、日本国籍を取得した孤児も多い。肉親（血統）・定住地・国籍の一体視はそれ自体、戦後日本の「単一民族神話」<sup>56)</sup>への帰依にはかならない。

## 第2節 肉親捜しの主体は誰か

また先行研究の多くは、残留孤児の肉親捜し・永住帰国・国籍回復の過程で、日本政府が一貫して消極的役割しか果たさず、逆にボランティアやマスメディアが重要な役割を担ってきた事実を明らかにしてきた<sup>57)</sup>。

この論点を最も明快に整理したのは、庵谷啓である<sup>58)</sup>。庵谷によれば、①肉親捜しをはじめ、残留孤児に対する援護活動は民間ボランティアがつねに先行し、政府はその後追いをしてきた。②政府は自らの公的責任を認めず、残留孤児問題を常に「個人次元」の問題にすりかえ、本来政府の責任で行うべきことまで肉親やボランティアに負わせてきた。③しかも政府はボランティアに援護活動の多くを依存しつつ、必ずしも協力的でなく、ボランティアの力を有効に生かすという基本的な姿勢に欠けていた。

こうした先行研究の指摘は多くの場合、現実的妥当性をもつ。

しかし同時に、こうした先行研究の視点はしばしば、肉親捜しの最大の主体が残留孤児自身であったことを看過させがちである。これは、肉親捜しに関する先行研究のほとんどが、ボランティア・マスメディア関係者から発信されてきたこと、つまり一種の活動実践記録やそれに依拠した研究・報道であったことに由来する。

たしかに残留孤児の肉親捜しにおいて、ボランティア・マスメディアが一定の貢献をしてきたことはまちがいない。中国に住む残留孤児が自力で肉親を捜す際、言葉・国境の壁をはじめ、様々な障害が立ちはだかった。特に年少の残留孤児達は、肉親の記憶・情報が乏しく、自力での肉親捜しは困難を極めた。

しかしそれでも、言葉の正しい意味で「肉親を捜した」主体は、やはり残留孤児自身であった事実を見逃してはならない。残留孤児は肉親捜しにおいて、決して無力な客体ではなかった。浅野慎一・佟岩の調査<sup>59)</sup>によれば、肉親の記憶・情報を比較的豊富に有する年長の残留孤児達は多くの場合、ボランティアの支援を受けず、自力で肉親を捜し、判明に漕ぎつけた。記憶・情報が乏しい年少の残留孤児達の多くもまた、自力で肉親捜しに挑戦した。そしてボランティアに支援を求めた一部の残留孤児達の中で、実際に肉親判明に漕ぎつけたケースはさらにそのごく一部であった。総じてボランティアが政府より大きな役割を果たしたことが事実であるとしても、残留孤児自身による主体的な肉親捜しの総過程

において、ボランティアの支援が実際にどの程度の意義と重みをもったかは、別問題である。残留孤児は、ボランティア等の支援者がいなくても残留孤児だが、支援者は残留孤児がいなければ支援者になれない。どちらが主体であるかは、明白であろう。残留孤児が肉親を捜すことを意欲し、行為する主体だったからこそ、政府もボランティアもこれを支援し得た。こうした残留孤児自身による主体的な肉親捜しの実態とその歴史・社会的意義の解明は、まだ緒に就いたばかりといわねばならない。

## 第3節 血統主義的国民統合

以上のように、肉親捜しを残留孤児自身による主体的な行為と捉えると、従来、十分に考察されてこなかったいくつかの論点が浮上する。

すなわちまず、血統主義的国民統合の論理をいかに捉えるか、である。

残留孤児の肉親捜しはしばしば、「血が呼んだ祖国」<sup>60)</sup>、「肉親と巡り会って、本当の日本人になる」<sup>61)</sup>等、血統主義的ナショナリズムの文脈で語られてきた。

一般に血統主義的ナショナリズムは、残留孤児の肉親捜しの促進要因とみなされがちだ。私的な血統の確定がそれ自体、国民的課題と位置づけられやすいからである。

また日本人の血統であることを根拠として、日本国民としての平等・権利を求める残留孤児の要求や運動もまた、ある種の血統主義的ナショナリズムの色彩を帯びることがある。集会やデモで、残留孤児が「日の丸」の鉢巻きを締め、「我々は日本人の血統をひく純粋な日本国民だ」と（中国語で）訴える姿は、その象徴ともいえよう。ある中国人ジャーナリストは、「残留孤児は、日本人の血統に固執する民族主義者か？」と筆者に質問した。またある在日コリアンも、国家賠償訴訟における残留孤児の国民主義的主張に違和感を抱き、支援運動への参加を見送った。残留孤児の主張・行為に、ある種の排他的な血統主義的ナショナリズムを見出すことは容易であろう。

しかし同時に、肉親と巡り会いたいと願う心情やそれに根ざす行為は、必ずしも血統主義的ナショナリズムと直結しない。そうした心情や行為の基底を流れる批判的普遍主義を汲み取らなければ、残留孤児の主体性を把握し損なうことになる。

そしてこの論点は、戦後日本の国家と市民社会が、残留孤児の肉親捜しをめぐる血統主義的国民統合において、一種の共犯関係にあったのではないか、という問題をも提起する。

日本政府は当初、肉親（戸籍）が確認できた残留孤児に限って、永住帰国・国籍回復を認めた。これは、日本の国籍が血統主義であることに基づく。

一方、日本の市民社会（ボランティア・マスメディア・家族等）の多くもまた、まず肉親捜しを行い、これをふまえて永住帰国・国籍回復を実現するというプロセスを自明視してきた。

もちろん、日本の市民社会にとってみれば、肉親（血統）の捜索に当面の関心を集中させるのは、ごく「自然」な行為であった。また、すべての残留孤児の肉親を判明させることが日本の国家・市民社会の責務であるといった規範の中では、私的な血統の確定がそのまま国民的課題に直結されても不思議はない。

しかし、私的な血統と「日本人であること」の一致・調和が、中国籍をもって中国に暮らす残留孤児や中国人養父母にとっても、つねに「自然」であったか否かは、一考の余地があるだろう。また中国政府も、残留孤児の認定において、私的な血統（日本の肉親・戸籍）の確証には固執しなかった。日本敗戦時の混乱状況、および、とりわけ年少の残留孤児に記憶・情報が乏しいことをふまれば、私的な血統（日本の肉親・戸籍）の確認といった認定基準がまったく現実的でないことは明らかだったからである。まずは社会的・現実的に「日本人（残留孤児）であること」を幅広く認定し、それを前提として可能な限り、私的な血統の解明に取り組む。中国社会では、これこそが極めて「自然」な順序であった。

したがって日本の政府と市民社会が共有する血統主義的国民統合の論理が、残留孤児の肉親捜しを逆に阻害し、遅延させた側面がなかったか否かも、十分に検証する必要があるだろう。佟岩・浅野慎一は、1981年以降に日本政府が実施した肉親捜しの訪日調査が、一方では孤児の肉親捜しを促進する重要な契機であったが、他方では肉親・血統につながる証拠・情報を提出できない年少の残留孤児の参加を困難にし、その肉親捜しを一層遅延させた側面があると述べている<sup>62)</sup>。

#### 第4節 国家と市民社会／公と私

この論点は、国家と市民社会、公と私の関係の問題にも連なる。

残留孤児の肉親関係（血統）は、公的には「日本人であること」の根拠であると同時に、究極のプライバシー・私事・個人的属性でもある。そして近代において国家（公）と市民社会（私）は分離・対立しつつ、相互に依存して双方を成り立たせる<sup>63)</sup>。日本の国家と市民社会（ボランティア・マスメディア・肉親等）が、残留孤児の肉親捜しにおいて一方で対立しつつ、他方で血統主義的ナショナリズムを共有してきた根拠も、そこにある。

日本政府は当初、一方で血統（戸籍）の確定を日本国籍付与・日本定住許可の必須条件としたが、他方では民事不介入の立場から肉親捜しに消極的であった。日本の市民社会（ボランティア等）は、日本政府の民事不介入を、公的責任の放棄・個人任せと見なして厳しく批判した。中国政府、および日本の一部のボランティアは、葛藤・苦悩する中国人養父母等の私生活・感情・プライバシーを時として無視し、肉親捜しという国家のおよび市民的な「正義」を強行した。後に中国政府は、自国民である養父母等の苦悩をふまえ、日本のボランティアの中国国内での自由な活動を禁止し、肉親捜しを国家直轄事業に一元化した。これに対し、日本のボランティアは、中国に市民社会がなく、中国政府が民間ボランティア活動への理解を欠いていると憤った<sup>64)</sup>。もとより「社会主義」を標榜する中国政府からみれば、国家と市民社会の分離は近代資本主義の克服すべき限界・問題にすぎず、日本のボランティアによる批判はまったく的外れであった。しかし同時に、現実の中国社会で、国家と社会の矛盾なき統合が実現されていたかといえ、決してそうではなかった。前述のように中国政府・公安局による突然の調査が、中国人養父母等に深刻な精神的打撃・苦悩を与えたケースもある。また中国政府・公安機関による弾圧を恐れ、自主的な肉親捜しに踏み出すことを躊躇した残留孤児も少な

くない。ポスト・コロニアルの中国「社会主義」もまた、国家と社会が分裂した近代社会にほかならなかった。

残留孤児の肉親捜しは、このようなポスト・コロニアルの日本と中国における国家・市民社会の複雑な関係性を解きほぐさなければ理解できない社会的実践であった。こうした諸点に踏み込んで考察した先行研究は、極めて乏しい。佟岩・浅野慎一は、日本政府が、残留孤児を血統主義的に絞り込んで日本人として認定しようとした背景に、国家と市民社会の分裂という近代社会の特質があり、それこそが残留孤児問題を国家の公的責任から切り離し、血統・家族の「私事」に封じ込める梃子の役割を果たしたと述べている<sup>65)</sup>。ただし国家と社会の分裂という近代社会一般の特質と、戦後日本に固有の血統主義的国民統合・戸籍制度の関連については、考察すべき論点がまだ数多く残されている。

#### 第5節 自然と社会の葛藤

最後に、血統・家族における自然本質性と社会構築性という論点も、従来、ほとんど論じられてこなかった。

残留孤児が血統上の肉親を捜すことは、多くの場合、自然な本能的行為とみなされている。しかしそこに様々な社会構築性を見出すこともまた、容易である。さらに、いくら多様な社会構築的要素を列挙しても、最終的に自然本質的要素が存在しなかったことの証明にはならない。人は、血統——遺伝・生得的身体・肉親——を自己決定できない。肉親捜しは——それがいかなる社会的文脈でなされるにせよ——、個を超えて自らの発生・連続性を確認しようとする意識的な行為であり、その意味で人間の本源的・類的な営みといえる。また肉親に関する記憶の濃淡やそれに起因する肉親捜しの困難さが、残留孤児の年齢という身体的・自然発生的な違い——たとえば離死別時に10歳以上だったのか、0歳だったのか——によって大きく左右されることもいうまでもない。しかし同時に、人間の本能・意識・身体はつねに社会的に構築され、しかも自然本質に反逆する変革性を孕んでいる<sup>66)</sup>。残留孤児の肉親捜しは、自然本質主義と社会構築主義の二分法・二者択一では把握しきれない。

それにも関わらず、残留孤児の家族関係はしばしば、「日本人実父母＝自然」、「中国人養父母＝社会」といった安易なアナロジー・二分法で捉えられがちである。「自然」としての実父母が「まだ見ぬ理想・本物」になればなるほど、「社会」としての養父母は「かりそめの現実・偽物」とみなされる。逆に「社会」としての養父母が「崇高な理想的現実」になればなるほど、「自然」としての実父母は「自分を棄てた冷酷な仮想」として現れる。

そこで残留孤児の肉親捜しの過程では、実父母・養父母・孤児の三者間で、孤独感や秘密、親密さや警戒心、信頼や疑惑、憧憬や失望といった多様な感情の渦が巻き起こることになる。

大坊郁夫は、自らを棄てた実父母を恨まずにはいられないという残留孤児の愛着対象の喪失体験がもつ意味を重視する。また現実の養父母、および、極端に理想化して仮想されたまだ見ぬ実父母の希求の相克の中で、中国の養父母の影響が全面的でなくなると述べ、それとの関連で残留孤児が「日本的な行動特徴」を保持する傾向があることに言及している<sup>67)</sup>。

肉親が判明しない残留孤児の自己不全感（「自分は不完全な人間

である」,「私は誰ですか?」), および血・出自への過大な憧憬を指摘する先行研究も枚挙にいとまがない<sup>68)</sup>。

田見高秀は, 人が他者とつながる最も重要な要素を「血縁・家族と, 文化を反映した言語」に見出し, 残留孤児が家族(日本の肉親)と言語(日本語)を二つながら喪失したことは, 「人であることを, つまり人格を喪失することに等しい権利侵害」であると主張する<sup>69)</sup>。

朝日新聞残留孤児編集班は, 残留孤児の肉親捜しの過程で生じた, 曖昧な根拠での肉親の認定, 人違い, 肉親による認知拒否等の事象をふまえ, 「『肉親関係』は結局, 人がイメージでつむぐ崇高な虚構ではないのか」との感想を述べている<sup>70)</sup>。

これらはいずれも, 自然と社会の二分法を前提とした葛藤・感情の渦の一切片をすくい取った考察といえよう。実際には「理想化された仮想」としての実父母像が, 直ちに「日本人的な行動特徴」といった国民主義的発現形態をとるとは限らないであろう。残留孤児の心中に自己不全感があるとしても, それが現実の生活過程においてどれほどの意味・重みをもつかは, 社会的文脈によって様々であろう。中国の養父母に育てられ, 中国語を体得した残留孤児達を, 家族と言語を喪失し, 「人であることを, 人格を喪失」したと捉える国民主義的な認知枠にも限界があるだろう。肉親関係が「イメージでつむぐ虚構」という構築的要素をもっていたとしても, そのことは生物的生命・身体の連続性という本質的要素の存在を打ち消すものではあるまい。重要なことは, 残留孤児が肉親探しの過程で, 自らを形作る自然と社会, 本質的要素と構築的要素<sup>71)</sup>を, 自らの「生命-生活」とそれを支える社会諸関係の創造過程として, いかに主体的に統合し, 乗り越えていったかであり, その営為を事実即して解明することであろう。

## 第4章 残留孤児の永住帰国

本章では, 残留孤児の日本への永住帰国に関わる諸論点を整理し, 先行研究を検討する。

### 第1節 永住帰国の時期と日本政府の政策

この領域に関する先行研究の多くは, 日本政府の政策が残留孤児の永住帰国を大幅に遅延させたことを批判している<sup>72)</sup>。これは, 国家賠償訴訟でも最も重要な争点の一つであった。

こうした先行研究にみられる批判的知見は, 明らかに現実的な妥当性をもつ。日中国交が正常化した1972年以降に限ってみても, 日本政府は, 1985年まで身元未判明の残留孤児の永住帰国を許可しなかった。身元が判明した残留孤児に対しても, 1994年頃まで各種の身元保証人制度を課し, 永住帰国を大幅に遅延させた。国家賠償訴訟でも多くの裁判所は, 日本政府に残留孤児を早期帰国させる法的義務, または高度な政治的責任があり, しかも日本政府の対応に不十分な点があったと認定した<sup>73)</sup>。

ただし, 残留孤児の永住帰国は, 日本政府の政策のみによって一方的に規定されたわけではない。

すなわちまず残留孤児が中国で数十年間にわたって築き上げてきた生活と社会関係の重みは, 決して無視しえない。それらと決別して日本に渡ることは, 残留孤児とその家族にとって, まさに

人生の一大転機であった。永住帰国は, 残留孤児自身による主体的な選択・決断にはかならなかったのである。

また, 永住帰国を残留孤児の主体的選択・決断として捉える際, 残留孤児自身に「いつから帰国したかったか」, 「いつ帰国を決意したか」等と問うのは, あまり意味がない。なぜならその答えは, 個々人の中でも複雑に錯綜し, 変化してきたからである。また何より実際の永住帰国の時期は, 個々の残留孤児の希望や決意によって決まったわけでもない。残留孤児の永住帰国に向けた主体性は, 単に希望・願望・決意といった主観的言説のレベルでは捉えきれない。それは, 中国での現実のトータルな生活と社会関係, およびそれらをふまえた生活戦略・将来展望として捉えられなければならない。

さらに日本への永住帰国において, それまでの中国での生活・社会関係と無関係の, まったく新たなインパクト——最大のインパクトの一つが日本政府の帰国政策の変更であったことは容易に想像できる——が作用したとすれば, その新たなインパクトによって, 残留孤児の新たな生活の主体性が創造されてきた側面も見逃してはなるまい。佟岩・浅野慎一は, 残留孤児への聞き取り調査に基づき, 永住帰国の時期が大枠では日本政府の帰国政策によって第一義的に規定されたこと, そして日本政府が帰国制限を撤廃し, 残留孤児が自らの帰国時期を自由に選択できる状況が生み出されて初めて, 中国の家族の意向が帰国時期を左右したことを明らかにしている<sup>74)</sup>。ただし, 日本・中国両国政府の政策とその変遷・変更が, 一方で残留孤児やその家族の帰国を阻害し, しかし同時に他方で帰国に向けた主体性を醸成していったプロセスについては, 今なお未解明の点が多い。

### 第2節 永住帰国の変遷

この論点と関わり, いくつかの先行研究は, 残留日本人の永住帰国の質が時期毎に変化してきたことを明らかにしている。

木下貴雄は, 残留孤児の帰国を3期に区分した。すなわち, ①身元判明孤児が少数ながらも帰国した時期(1974~80年), ②訪日調査で来日し, 円高・バブル景気の日本に接して帰国を希望する孤児が増えた時期(1981~1990年代前半), そして③帰国者数は減少したが, 中国経済の停滞により, 日中の経済格差が拡大し, 「金の成る木=日本」への帰国が継続した時期(1990年代後半以降)である<sup>75)</sup>。

蘭信三・高野和良も「仮の試み」としてではあるが, 残留日本人の帰国を3期に区分している<sup>76)</sup>。すなわち, ①主に肉親が判明した孤児が, 日本への望郷の念, および中国での政治的迫害等の不利な状況から脱出するという動機に基づいて帰国した初期(1972~80年), ②訪日調査によって未判明孤児の帰国が促進され, また日本政府の帰国者受入政策が徐々に整えられた本格期(1981~90年代前半), そして③日本政府が大量帰国政策をとる中で, a) 日本や中国の肉親・家族の反対等により, それまで帰国できなかった孤児, および, b) 経済大国日本での生活という二世・三世の夢, 中国からの出国熱に後押しされた孤児の帰国が増加した後期(1990年代後半以降)である。時期区分としては, 前述の木下のそれに類似している。また蘭は, 1980年代末を境として, 残留日本人の帰国が, 祖国への「望郷」に基づく一世の「帰国」から, 二

世・三世の『先進国』日本へのあこがれ」に主導された「来日」にシフトしたとも述べている<sup>77)</sup>。

一方、呉万虹は、引揚者を含む日本への帰国の歴史を、4期に区分する。ただしその4期には2種類ある<sup>78)</sup>。

一つは帰国方法を基準として、①集団引揚開始から中華人民共和国成立(1946～49年)、②集団引揚終結以前(1949～58年)、③日中国交正常化以前(1958～72年)、④日中国交正常化以降(1972年以降)の4期である。また④日中国交正常化以降を、1980年代中葉の残留日本人の永住帰国をめぐる日中両国政府交渉・口上書の成立を境として、その前後に小区分している<sup>79)</sup>。

もう一つは、帰国後の日本社会への適応の観点から、①前期集団引揚(1946～49年)、②後期集団引揚(1953～58年)、③個人ベース帰国(1958～80年)、そして④大規模な帰国(1981年以降)の4期である<sup>80)</sup>。③個人ベース帰国では肉親判明者、④大規模な帰国には訪日調査を契機として身元未判明者の帰国が多数を占めるという認識が、前提にあると思われる<sup>81)</sup>。

呉のように集団引揚者と残留日本人を連続的に——いずれも日本敗戦によって中国に取り残され、戦後に中国から日本に帰国した日本人と——捉えるか<sup>82)</sup>、それとも断絶的に——戦後の集団引揚から取り残された人々こそ残留日本人と——捉えるかは、本稿第1章第1節で検討したように極めて重要な論点である。ただし、さしあたり日中国交正常化以降に限ってみれば、呉は、帰国後の日本社会への適応の観点から1981年(訪日調査開始)、また帰国方法の観点から1980年代中葉(日中両政府間交渉)を、それぞれ画期として重視している。蘭や木下とは異なり、1990年代中葉を境とした変化には、明確には言及していない。

また呉は、蘭と同様、残留日本人の帰国が祖国日本への望郷に基づく「帰国」から、二世・三世に主導された家族ぐるみの「経済『先進国』日本への『来日』・移住」へとシフトしたと捉えている<sup>83)</sup>。さらに残留孤児の中でも、自らのルーツと過去を重視した祖国日本への「帰国」から、功利主義に基づく異国日本への「来日」へのシフトが進んだと指摘する。

こうした先行研究が提起した時期区分の妥当性の検証も、今後の研究課題の一つである。ただしさしあたり日本政府の政策に関していえば、先行研究の多くは1981年の訪日調査開始を画期として重視しているが、永住帰国に関してはむしろ1985年の身元未判明孤児の帰国許可(身元引受人制度の創設)、および各種身元保証人制度の変遷の方が重要な画期となったのではないか。また残留孤児の帰国動機に着目すれば、「望郷や政治的理由(帰国)」から「経済的・功利的理由(来日)」へのシフトといった変化だけでなく、それらをもたらした背景に一層深く踏み込んだ時期区分が求められるであろう。たとえば、佟岩・浅野慎一は「祖国・日本への望郷」という帰国動機の中にも、具体的な肉親や幼少時の記憶に根差す「ロカール(lacale)」、および抽象的な「想像の共同体」としてのネイションがあり、残留孤児の年齢階梯によってその質が異なることを明らかにしている。また経済的・功利的な動機も、単に日中のナショナルな経済格差だけでなく、グローバリゼーション・中国の改革開放に伴う経済生活の不安定化を抜きにしては理解しえないと指摘している<sup>84)</sup>。

### 第3節 永住帰国と血統主義的ナショナリズム

さて、永住帰国においても、血統主義的ナショナリズムは重要な論点となる。

岡庭昇・真野貢一は、残留孤児の永住帰国を、血統主義的民族主義の発露(「血が呼んだ祖国」、血統に基づく望郷・ノスタルジー)、または経済大国である日本への必然的移動とみなして当然視する認知枠を、日本の大国主義として批判する<sup>85)</sup>。

呉万虹や蘭信三も、本稿第2章第3節で述べたように、残留孤児の中国での生活を「必要以上に同情の目で見」、その永住帰国を、「可哀想な日本人の救出」、または『収容所』から出て来た英雄の帰還のように捉える風潮を、日本のナショナリズムとして批判している<sup>86)</sup>。

これらの批判は、残留孤児の永住帰国それ自体というより、それを受け入れる日本社会のまなざしに対する批判として、一定の意義をもつ。

しかし、日本社会のまなざしがどうであれ、残留孤児が日本人の血統に基づいて日本に永住帰国したことは、まぎれもない事実である。また大多数の残留孤児が帰国した当時、日本が経済大国であり、日中間に大きな経済格差があったことも事実である。文化大革命時代、まさに『収容所』に入れられた『可哀想な日本人』だった残留孤児も少なくない。本稿第2章第2節で述べたように、ポスト・コロニアルの中国で民衆が被った苦難は、同時期の日本で民衆が被った苦難に比べ、はるかに苛酷であった。こうした現実が、残留孤児の日本への帰国の動機になっても、決して不思議ではない。岡庭・真野、呉、蘭自身、そうした諸事例の存在を指摘している。

日本への帰国を望まず、中国への定住を選択した残留孤児の事例を列挙しても、ナショナリズムの認知枠は崩れない。それは単に、日本と中国のナショナリズムのバランスをとったにすぎない。またそうした事例を列挙しても、実際に大多数の孤児が日本に帰国してきたという事実は覆せない。

重要なことは、日中双方のナショナリズムのバランスをとることではない。むしろ残留孤児の永住帰国において、日中双方の国民国家・ナショナリズムが果たした意義・役割を、事実即して解明することである。たしかに残留孤児は、日本人の血統に基づいて日本に帰国し、日本国籍を取得した。しかし第3章第1節で指摘したように、血統(肉親捜し)・定住地(永住帰国)・国籍(国籍変更)は本来、異なる事象である。これらの同一視は、戦後日本の「単一民族神話」への帰依でしかない。佟岩・浅野慎一は、戦後日本の血統主義的ナショナリズムが、残留孤児の永住帰国を促進しただけでなく、逆に妨害し、遅延させた可能性も視野に入れ、検証する必要があると指摘する<sup>87)</sup>。日本政府が、残留孤児の永住帰国に際し、肉親による身元保証を求め、帰国を大幅に遅延させた事実は、その象徴的な現象の一つであったといえよう。ただしこうした日本の血統主義的ナショナリズムに対峙して、残留孤児がいかにして自らの永住帰国を実現してきたのかという点に関する実態の分析は、多くが今後の課題として残されている。

国民国家・ナショナリズムの問題を考える際、資本主義・市民社会との関係も重要な論点となる。残留孤児の永住帰国は前述のように、「血が呼んだ祖国」といった血統主義的ナショナリズムに

連なる要素を孕む。他方でそれは、経済的な豊かさを求めた一種の移民ともみなされる。蘭や呉のいう「帰国」と「来日」である。そこで一方で、ナショナリズムの立場から、経済的動機による「来日」を批判的に捉える排他的世論が生まれる。他方で、実質的な外国人労働者としての「来日」を積極的に受け入れ、低賃金労働力として活用する資本主義的立場も生まれる。さらに「帰国」か「来日」かを問わず、中国帰国者を新来住の外国人の一環と位置づけ、日本の多文化・多民族社会化を推進する市民社会的立場も現れる。しかもここで留意すべきことは、この3つの要素——国民国家、資本主義、市民社会——は、いずれも近代社会の不可欠の構成要素であることだ。それらは相互に対立しつつ、同時に依存している。したがって三者のいずれか一つの立場に立って他の二つを批判してこと足れりとする発想は、残留孤児の永住帰国がもつ歴史・社会的意義を近代主義の枠内に封じ込める結果となる。

#### 第4節 プッシュ・プル理論とその批判

さて、残留孤児の帰国動機に焦点をあてた数少ない研究として、呉万虹、および張嵐のそれがある。

呉は、残留日本人の日本帰国を、プッシュ・プル理論で分析した<sup>88)</sup>。すなわち日本への帰国者の帰国動機を、①中国からのプッシュ要因、②日本側のプル要因、③内的要因（本人の選択動機、心理的理由）、④外的要因（経済的構造、関係者の助言・サポート）の4指標からなる4象限で捉え、日本側のプル要因が大きい場合を「積極型」、中国側のプッシュ要因が大きい場合を「消極型」と命名した。また前述のように残留孤児の永住帰国が、「祖国日本への『帰国』なのか、異国日本への『来日』なのか、大いに問うべき問題」と述べる<sup>89)</sup>。なお呉は、この分析枠の作成において、蘭信三の理論仮説から多大な示唆を受け、参考にしたと述べている<sup>90)</sup>。

こうした呉の分析は、単純なステレオタイプに陥っていると言わざるを得ない。まずここでは、日本に帰国した残留孤児にも存在したはずの中国側のプル要因、および日本側のプッシュ要因が捉えられていない。またそれらの要因を無視しうる理由は、その残留日本人が実際に日本に帰国したという「結果」論でしかない。しかも呉の研究は、一部を除き二次資料に依拠しているため、その「結果」は二次資料が発表された時点の暫定的「結果」にすぎない。さらにプッシュ・プル理論に基づく研究のつねとして、そこでのプッシュ・プル要因は当事者にとって外から与えられた条件であり、主体的に創出したり、変更しうるものではない。呉のいう「内的要因」も、与えられた客観的状況の主観的な認識、または願望の域を出ない。そこで想定される当事者の主体的行為は、諸要因の創造・変革ではなく、中国定着と日本帰国の二者択一、およびそれをめぐる葛藤に限られる。また日本側のプル要因も、「祖国日本への帰国希望」という内的要因、および「異国日本への来日」を促す「経済的先進性」という外的要因の二者択一が、「大いに問うべき問題」となる。文脈依存的な二次資料の限界に加え、結果論から溯るプッシュ・プル理論の単純かつナショナリスティックな分析枠組が、残留孤児の永住帰国の歴史的・社会的実態をステレオタイプな類型区分にとどめている。

#### 第5節 ライフ・ヒストリー論とその批判

張は、呉の知見を、二次資料への依存、および当事者の「語り」ではなく、研究者の分析枠組による整理であると批判する<sup>91)</sup>。また呉が理論的基礎とした蘭に対して、永住帰国への心情を形成する諸要素間の相互関連・変化が明確にされていないと批判する。

そして張は、残留孤児自身の「語り」に基づき、帰国動機を考察する。すなわち当事者の「語り」が生み出された文脈、とりわけインタビュアーとの相互行為・関係性による「語られ方」を重視する。張は、こうした対話的構築主義の方法により、帰国動機をありきたりのモデル・ストーリーに固定させず、多元的に構築されるプロセスとして把握しようと主張する<sup>92)</sup>。

筆者は、こうした対話的構築主義に基づくライフ・ヒストリー論に対しても批判的である。

対話的構築主義は、当事者の現実の生活・人生の重みを軽視し、インタビューという行為を過大評価している。インタビュアーがいなくても、残留孤児は存在する。残留孤児がいなければ、インタビュアーは存在しえない。どちらが主体的で、どちらが依存的・従属的か、明白であろう。インタビュアーとの関係性・文脈・場によって、当事者の「語り」が変化するのとは当然である。しかしそのような「語り」の変更など、当事者の主体性の中では極めて些細なそれにすぎない。当事者の最も重要な主体性は、インタビュアーとの関係性・「語り」の構築などではなく、当事者の現実の人生・生活そのものの構築に発揮されている。永住帰国の動機に関する「語り」がモデル・ストーリーに回収されず、多様に変化するのとは、もともと多様な動機が当事者の現実の人生・生活に内在したからにすぎない。インタビュアーとの関係が、その多様性を構築したわけではない。

重要なことは、当事者の「語り」ではなく、現実の人生・生活過程である<sup>93)</sup>。いかに語ったかではなく、いかに生きたかである。ここでいう現実の生活過程とは、客観と主観の二分法を前提とした「客観」ではない。自然本質との二分法に依存して初めて成り立つ脆弱な社会構築物でもない。現実の生活過程は、客観的に実在すると同時に、主体的に構築される。人間の「生命—生活 (life)」は、生命性（自然性）・意識性（人間性）・社会性（関係性）の統一である。残留孤児の主体的生活を、関係性——ましてインタビュアーとの関係性——に矮小化してはならない。

残留孤児の永住帰国の動機は、まず帰国時点の彼・彼女達の現実の生活と社会諸関係、およびそれらをふまえた「生命—生活」の防衛・発展的再生産の戦略として捉えられる必要がある。その限りにおいて、「祖国への望郷」も「経済的貧困からの脱出」も「政治的迫害の回避」も「二世・三世の希望」も「肉親との再会・交流の希求」も「さらなる経済的利益の追求」も、すべて同一平面上にある<sup>94)</sup>。またそれらの動機は、決して択一的・排他的ではなく、十分に併存可能であり、相互補完的でありうる。

そしてこうした戦略としての永住帰国は、単なる個人や家族の自己決定や選択ではない。それは何よりも、ポスト・コロニアルの国家間システム・世界社会によって疎外され、その渦中で「生命—生活」の発展的再生産を追求する主体性の発露であり、それゆえに戦後の東西冷戦・南北格差・グローバルゼーションに対する批判的な応答である。同時にそれは、国家と社会の分離を前提

とした近代社会、およびその具体的発現形態の一つとしての血統主義的ナショナリズムに枠づけられた戦後日本社会・戦後民主主義に対する批判的応答でもある。個々の残留孤児の永住帰国の動機とそれに基づく行為を、こうしたポスト・コロニアルの世界社会変動・変革との関連で捉え、その歴史・社会的意義を明らかにすることも、今後に残された大きな課題といえよう。

#### 補注

- 1) 日本政府は、敗戦時13歳未満の残留日本人を残留孤児と定義している。なお中国政府は、中国人に引き取られた時点で独立した生活の能力のない18歳以下の未成年を残留孤児（日本遺孤）と規定している。関・張（2008）177頁。
- 2) 南（2009）41頁。南（2005）、南（2006-a）26頁、南（2007）284～285頁等も参照。
- 3) 「戦争中から戦後占領期にかけての国の存亡にかかわる非常事態にあっては、国民のすべてが、多かれ少なかれ、その生命・身体・財産の犠牲を堪え忍ぶべく余儀なくされていたのであって、これらの犠牲は、いずれも戦争犠牲または戦争損害として、国民が等しく受任しなければならなかったところであり…（中略）…一種の戦争損害として、これに対する補償は、憲法の全く予想しないところ」とする（最高裁大法廷1968年11月27日判決『民集22巻12号2808頁』）。なお戦前の官吏は天皇に対してのみ責任を負う国家無答責の原則があった。公権力の行使によって市民に損害を与えても、国家は損害賠償責任を負わない。この法理は戦後の憲法で否定されたが、戦後の国家賠償法の附則は同法施行前の事案については不適用とした。浅野・修（2006-a）34頁も参照。
- 4) 厚生省援護局編（1987）127頁。中国残留日本人孤児問題懇談会「中国残留日本人孤児に対する今後の施策の在り方について」。
- 5) 残留孤児を戦争被害者と捉える代表的な先行文献として、読売新聞大阪社会部（1982）252～253頁、栗田（1999）23・27頁、馬場（2001）22頁等。また残留孤児の戦争被害を強調した呼称として、新井（1986）12頁は「中国戦災残留日本人孤児」、土井（1996）90～91頁によれば小説『大地の子』を著した山崎豊子は「戦争犠牲孤児」を用いている。橋本訳・編（1978）も「シリーズ・戦争の証言」の第1期・第20巻として刊行された。メディアが「残留日本人＝戦争被害者」とする言説を流通させてきたことについては、南（2007）279・285頁。
- 6) 安原（2004）52頁、鳥海（2005）70頁、齊藤（2006）20～21頁、井上（2006）28頁、安原（2006）40頁、小栗（2007-b）5頁、西埜（2007-b）379頁、人見（2006）29頁、田見（2006）34頁、永田（2007）197～198頁等。
- 7) 庵谷（2009）242頁。
- 8) 鈴木（1985）32頁。菅原（1989）159～160頁も参照。
- 9) 南（2006-a）25頁、浅野（2007-b）68～68頁、浅野（2007-d）23頁、浅野（2008）58頁、浅野（2009-a）123頁、浅野・修（2009）209頁、浅野・修（2011）37頁。
- 10) 蘭（2000-b）40頁、蘭（2000-c）390～393頁、蘭（2006-b）、蘭（2009-a）55～57頁。
- 11) 蘭（2009-a）25～27頁。蘭にとって「帝国の落とし子」の視点は、残留日本人を捉える多様な視点の一つであり、すべてではない。しかし蘭は戦後の冷戦体制、戦後の父系血統主義・入国管理政策・外国人政策等も含め、マクロな社会構造変動との関連を「帝国の落とし子」の視点で総括する。実際にはそれらの戦後の諸事象は決して、帝国崩壊の必然的結果ではない。ポスト・コロニアルの歴史的文脈で新たに生み出された諸矛盾である。「帝国崩壊」がそのままポスト・コロニアリズムであるわけではない。ポスト・コロニアリズムはそれ自体、新たな矛盾を含み、したがって固有の選択肢や主体性の生成を含む。この点に留意しなければ、ポスト・コロニアリズムに固有の新たな課題・矛盾が看過され、すべてが帝国やその崩壊の問題に回収される。
- 12) 蘭編（2009）の書籍副題『『満洲』と日本を問い続けて』より。
- 13) 蘭（2006-a）4頁。
- 14) 小野寺（2003）7頁、西埜（2007-b）、永田（2007）162頁、岡庭・真野（1985）205～206頁、猪股（2006）13頁等。
- 15) 西埜（2007-a）9頁、西埜（2007-b）344・378・382頁、人見（2006）30頁、永田（2007）196～198頁、井上（2006）28頁等。
- 16) 蘭（2000-a）3～4頁、蘭（2000-b）40～41頁、蘭（2000-c）393頁。
- 17) 厚生省援護局（1987）1～3頁、天野（1995）16頁等。ソ連またはソ連軍の責任を明確に強調する見解は、研究者・行政関係者には少ないが、今野（2010）134～135頁、櫻井（2007）155頁、草地（1979）93頁、草地（1986）48～53頁、若槻（1995）325～326頁、および江口（1989）103～104頁で紹介・批判されている野村氏の見解等に見られる。
- 18) 人見（2006）25頁、小栗（2007-a）19～21頁、小栗（2007-b）5頁、齊藤（2006）22頁等。土井（1996）90～91頁、菅原（1982）78頁、江口（1989）、石井（2010）等も参照。なお日本軍（関東軍）の作戦に、残留孤児の被害発生責任を見いだす主張も一部にある。朝日ジャーナル編集部（1986）8頁、菅原・社団法人神奈川中国帰国者福祉援護協会編（1998）247頁、北澤（2007）58頁等である。しかしこうした見解に対しては、軍隊、特に戦前の日本軍やその作戦が、もともと個々の国民の生命を保護するものではなく、天皇制国家の防衛・国威宣揚を唯一の目的とするものであり、残留孤児の被害を発生させた原因を軍の作戦に求めるのは的外れであるとの指摘が、草地（1979）92頁、草地（1986）48～50頁、若槻（1995）320・325～326頁等からなされている。坂本（1996）49頁も、「国民を欺いても、国民を守ることをしなかった『天皇の軍隊』の本質は、満州であらわになっていた」と述べている。
- 19) 家永（1985）297頁は、「女性や子供がもっぱら被害者の境遇におかれたのは事実であるが、まったく物心のつかぬ乳幼児は別として、女性や小学児童にも加害者としての側面があったことも、また事実である」と述べる。中野（1987）213頁も「孤児ならびにその家族を戦争の被害者というだけでなく、加害性をも指摘するのは、情においては忍びないものがあるろうと、やはり現実を直視しなければならない」と述べる。
- 20) 山田（2005・1978）47～48頁、猪股（2006）13頁、菅原（1982）

- 111～113頁, 新井(1986) 196～197頁, 中野(1987) 192～194頁, 小川(1995) 161頁, 呉(2004) 33頁, 高橋(2009) 59頁, 藤森(2011) 54頁等。
- 21) 班(1992) 91頁, 中島・NHK取材班(1990) 214～216頁, 和田(1991) 108～109頁, 小川(1995) 183～184・201頁, 小川(1994) 265～266頁, 鎌田(1987) 158頁, 植村(1994) 100～106頁, 山室(1993), 歩(1994) 272頁, 中野(1987) 152頁, 浅野(2006-b) 4頁, 浅野・修(2006-b) 140頁, 浅野・修(2008) 209頁, 浅野・修(2011) 38頁, 修・浅野(2010) 168頁等。和田(1991) 107～108頁は, 開拓団員を「加害者であり被害者でもあった」と捉える見方に違和感を表明し, やはり残留孤児を育てた中国人養父母にも通底する人間としての普遍性への着眼の必要を唱えている。ただしこれも日本人孤児や中国人養父母が日本の侵略戦争の「被害者」であった事実を否定する見解ではなく, 広義の「被害者」論といえよう。なお大場・橋本(1986) 2頁は, 残留孤児が加害者(侵略者)でも被害者(被侵略者)でもなく, 「戦争の重大な後遺症のひとつ」だが, 「戦争にまったく関係していない人達」と述べる。また山室(1993) 287頁は開拓移民を「国策によって加害者となるべく運命づけられた被害者」と規定する。さらに史(1996) 156頁は残留婦人は加害者意識が強く, 孤児はまったく被害者との意識が強いと述べている。
- 22) 蘭(2000-b) 26～27頁, 蘭(2009-a) 20・46～47・55～56頁, 蘭(2006-b), 蘭(1994) 146～147・242～245頁。これに対し, 中国人による襲撃が国民的な反日感情というより, 階層間対立によるものであったことについては, 猪股(2009) 28～30頁, 塚瀬(1998) 223頁。
- 23) 蘭(2009-b) 636頁。
- 24) ヤスパース(1998) 45～55頁。
- 25) アーレント(1989) 235～236頁。
- 26) 原告側弁護団の一人である齊藤(2006) 24頁は, 「一人ひとりの経験は一篇の小説の題材にしても余りあるほどの数奇なものを含んでいる。…(中略)…我々は, 孤児の損害は, 共通して一律な面を持つという特徴を有するという議論を立てている。これには個々人の損害の立証による訴訟の長期化を避けるという戦術的な面もあるが, 何よりも人格被害という被害の本質から導かれる理論的帰結であると考えられる」と述べる。同じく齊藤(2009) 74頁によれば, 関東の残留孤児国家賠償訴訟では, 最終的に個別主張は政策違法を基礎づける重要な間接事実として扱った。
- 27) 郡司(1981) 49頁。郡司の類型については, 国勢研究所・戦後処理問題調査会編輯(1987) 187頁, 南(2005) 152～153頁, 片岡(1995) 184～185頁でも紹介されている。
- 28) 菅原(1986) 173～174頁。
- 29) 中野(1987) 48～52頁, 木下(2003) 28～29頁。
- 30) 猪股(2006) 18頁, 猪股(2009) 30頁。
- 31) 浅野・修(2006-a) 34～36頁, 浅野・修(2008) 201～210頁, 浅野・修(2011) 24～39頁。
- 32) 数少ない文献として, 三留(1988) は, 残留日本人の取材を「彼らの中国の家で行くこと」を自らに義務づけた。そこで彼の著作, 特に167～168頁等は, 残留日本人の中国での生活やその重みをふまえた上で, 彼・彼女達の肉親捜しへの主体的な態度, および永住帰国の葛藤等をリアルに捉えている。ただし彼の著作も個々の残留孤児へのインタビュー・ルポルタージュであり, 体系的分析には至っていない。残留日本人二世等の中国での生活実態については, 孔(2013), 張(2005)等。
- 33) 趙(2006) 42～46頁, 城戸(2007) 第1部第1章・第2章等。
- 34) 蘭(2000-b) 26～27頁。「超負荷体験」はもともと大久保(2000) 337頁が, 残留日本人二世の日本帰国後に直面する深刻なストレスやプレッシャーを指して用いた用語である。蘭は, これを中国での残留日本人(一世)にも敷衍して用いた。
- 35) 蘭(2006-b), 蘭(2009-a) 20・30～31・47頁・56頁, 蘭(2000-b) 24・26～27頁。
- 36) 蘭(1992) 293～205頁, 蘭(1994) 251・253頁。
- 37) 修・浅野(2009-b) 175～176頁, 浅野・修(2011) 45～63・73～75頁。鈴木(1985) 28頁も類似の観点を提示している。南(2006-b) 200～201頁もまた, 残留日本人の個々の豊かな体験が, 日本では「戦争被害者」「棄民」という二つの言説によって構築された「大きな物語」のかけに捨棄されてしまっていると批判する。また, 佐藤・大越・山下(2009) 162～164頁は, 蘭の「一人きり」という捉え方を批判し, 残留日本人, 特に残留婦人に「一人きり」と語らせる要因の一つに近代国家の暴力性, および語り手・聞き手の双方に前提にある国民意識をあげている。ただし佐藤・大越・山下は, 残留婦人どうしのつながりがあった点を重視し, 中国人との関係も含めて「一人きりではなかった」点は明示していない。
- 38) 蘭(1994) 254頁の聞き取りでも, 残留婦人は「生きること, とにかく生き抜くことが大事なのです」と語っている。人が生き抜くには, 連帯と協働が不可欠である。
- 39) 新井(1986) 212頁。
- 40) 岡庭・真野(1985) 60頁。
- 41) 呉(2003) 49頁, 呉(2004) 131頁, 呉(2006) 61頁, 呉(2009) 171～172頁。
- 42) 蘭(1994) 253頁。
- 43) 中国共産党の発表によれば, 文化大革命時代, 武力衝突を含む各地の抗争で100万人以上が死傷したという。久保(2011) 153頁。
- 44) 浅野(2001) 9頁, 浅野(2007-c) 6頁, 浅野(2012), 修・浅野(2009-b) 175頁。
- 45) 蘭(1994) 262～266・325～332頁, 蘭(2000-b) 29頁。
- 46) 呉(2000) 74～75・141頁, 呉(2003) 67～68頁, 呉(2004) 134～135・141・171～172・177～179・222～224・248頁, 呉(2006) 61～72頁, 呉(2009) 173～175頁。
- 47) 蘭(2009-a) 31頁。
- 48) 呉(2006) 62頁, 呉(2009) 173頁。
- 49) 蘭(2000-b) 29頁は「言わずもがなであるが, これらの特性はいわゆる客観的なものではなくて当事者が主観的に構成した体験の特性」と述べる。
- 50) 本稿第4章第5節。浅野・森岡・津田(2014) 第1章も参照。
- 51) 修・浅野(2009-b), 浅野・修(2011) 第2章。

- 52) 関・張 (2008), 梅 (1991), 祝 (1991), 藩 (1993), 馮 (1997), 曹 (1998), 王 (2004) 等。
- 53) 関・張 (2008)。
- 54) 佟・浅野 (2008-b) 410~411頁, 佟・浅野 (2009-b) 157頁, 浅野・佟 (2011) 44頁。
- 55) 中国にとどまった残留孤児については, 呉 (2004) 第2部。なお中国には, 永住帰国を切望しつつ, 今なお日本や中国の政府によってそれを許されずに放置されている人々がいる。帰国を果たせず, ついに中国で生を終えざるを得なかった残留孤児も多い。もちろん中国で安定した生活を確立し, 日本への永住帰国を望まない残留孤児もいる。しかし日本への永住帰国を切望しつつ, それが果たせない/果たせなかった残留日本人も多い。筆者は, 中国において残留日本人とその家族約100名に対する面接聞き取り調査をすでに終えている。
- 56) 浅野 (1993), 浅野 (1995), 浅野 (1998) 第6章等。
- 57) 朝日新聞残留孤児編集班 (1987), 新井 (1986), 遠藤 (1992), 大久保 (2004) 215~218頁, 大久保 (2009) 303頁, 大場・橋本編 (1986), 木下 (2003), 菅原 (1986), 菅原 (1989), 菅原・社団法人神奈川中国帰国者福祉援護協会編 (1998), 菅原 (2003), 菅原 (2006), 田中 (2004) 78頁, 久野 (1982) 26頁, 園田・藤沼 (1998) 79~80頁等。
- 58) 庵谷 (1989) 14~17頁, 庵谷 (2009) 228・239頁。
- 59) 浅野・佟 (2006-a) 37頁, 浅野・佟 (2009), 浅野・佟 (2011) 第3章。
- 60) 椎名 (1984)。
- 61) 菅原 (1982) 214~215頁。
- 62) 佟岩 (2012) 122~123頁, Tong & Asano (2014), 浅野・佟 (2011) 100~102頁。
- 63) マルクス (1959-a) 223~238・310~312・315~321・356頁, マルクス (1959-b) 389~394・398~407・411~413・438頁, マルクス (1959-c) 138頁, マルクス (1960) 359~360頁, マルクス (1963) 5頁, 浅野 (2007-a) 51~52頁。
- 64) 郡司 (1981) 40~41頁。
- 65) 佟岩 (2012) 123頁, Tong & Asano (2014)。
- 66) 浅野 (2005) 107~109・188頁。
- 67) 大坊 (1993) 418頁。大坊が参考にした日本人的な性格特性については, 江畑・曾・箕口・江川 (1989=1996)。
- 68) 遠藤 (1992), 大坊 (1993)。
- 69) 田見 (2006) 35頁。
- 70) 朝日新聞残留孤児編集班 (1987) 83頁。
- 71) DNAをめぐる本質主義と構築主義については, 浅野 (2005) 80~90・188頁。
- 72) 庵谷 (1989) 15頁, 庵谷 (2006) 82頁, 庵谷 (2009) 239~240頁, 岩田 (2004), 遠藤 (1992), 大久保 (2004), 郡司 (1981), 菅原 (2006) 6頁, 中国「残留孤児」国家賠償訴訟弁護団全国連絡会編 (2009), 田見 (2006) 35頁, 浅野 (2006-a) 262~263頁, 浅野 (2007-b) 68頁, 浅野 (2007-d) 14頁, 浅野 (2009-a) 123~124頁, 浅野 (2009-b) 67~68頁, 浅野・佟 (2006-b) 34~38頁, 浅野・佟 (2011) 114~119頁, 佟・浅野 (2010) 136~139・151~152頁, 関・張 (2008) 176頁, 南 (2006-a) 29~30頁等。
- 73) 浅野 (2009-a) 123~124頁, 浅野 (2007-b) 67頁, 浅野 (2008) 58頁。
- 74) 佟岩・浅野 (2010) 143頁, 浅野・佟 (2011) 126頁。
- 75) 木下 (2003) 64頁。
- 76) 蘭・高野 (2009) 321~323頁。
- 77) 蘭 (2000-b) 29~30頁。
- 78) 呉 (1999) 194~223・242~243頁, 呉 (2003) 58頁, 呉 (2004) 43頁。
- 79) 呉 (2004) 76~82頁。
- 80) 呉 (2004) 225~232頁。
- 81) 呉 (2004) 247~248頁。
- 82) 呉 (1999) 194頁, 呉 (2003) 55頁等は, 「確かに, 戦争直後の引揚げと, … (中略) …残留日本人の帰国とは違うもののように思われやすい。しかし, 日本人の血を受け継いでいる人が日本に帰るという意味では, 引揚げも帰国も同じ性質を持っているのである」と述べる。
- 83) 呉 (1999) 232頁, 呉 (2004) 114~125頁等。
- 84) 佟・浅野 (2010) 144~147頁, 浅野・佟 (2011) 129~133・144頁, 佟・浅野 (2008-a) 222頁, 浅野・佟 (2010)。
- 85) 岡庭・真野 (1985) 201~202頁。
- 86) 呉 (2004) 131頁, 呉 (2006) 61頁, 蘭 (2006-a) 9頁。
- 87) 佟・浅野 (2010) 152頁, 浅野・佟 (2011) 143頁。
- 88) 呉 (1999) 195~196頁, 呉 (2003) 56頁, 呉 (2004) 44~45頁。
- 89) 呉 (2004) 115頁。
- 90) 呉 (2004) 49頁・120頁。蘭 (1994) 262頁を参照。
- (91) 張 (2007-a) 100頁。
- 92) 張 (2007-a) 101~103頁, 張 (2007-b) 91~92頁。
- 93) 浅野 (1996), 浅野 (2005) 第3部第2章, 浅野 (2006-c), 浅野 (2007-c) 第1部第2章, 浅野・森岡・津田 (2014) 第1章。
- 94) 浅野 (2006-a) 264~267頁, 浅野 (2007-d) 150頁, 浅野 (2009-b) 68頁, 浅野・佟 (2006-a) 38~40頁, 浅野・佟 (2011) 128~136・144~145頁, 佟・浅野 (2010) 144~148・153頁。

## 文献目録

### 《あ》

- 浅野慎一 (1993) 「日本社会における『単一民族神話』の構造と転換」『神戸大学発達科学部研究紀要』1-1
- 浅野慎一 (1995) 「民族的《異質性》と地域社会学」『地域社会学会年報』7
- 浅野慎一 (1998) 「単一民族神話の変遷と終焉」社会環境論研究会編『社会環境と人間発達』大学教育出版
- 浅野慎一 (1996) 「『生活と社会変革の理論』と地域社会学」『地域社会学会年報』8
- 浅野慎一 (2001) 『新版 現代日本社会の構造と転換』大学教育出版
- 浅野慎一 (2005) 『人間的自然と社会環境——人間発達の学をめざして』大学教育出版



- 浅野慎一 (2006-a) 「取り残された人間——中国残留孤児にみる批判的国民主義と脱国民国家化」『ヒューマン・コミュニティ創成研究センター (神戸大学) 編『人間像の発明』ドメス出版
- 浅野慎一 (2006-b) 「残留孤児の養父母になる『能力』——批判的普遍主義」『図書』5月 岩波書店
- 浅野慎一 (2006-c) 「『疎外された労働』とヒトの発達・進化」中川勝雄・藤井史朗編『労働世界への社会学的接近』学文社
- 浅野慎一 (2007-a) 「市民社会・人権・都市」有末賢・北川隆吉編著『都市の生活・文化・意識』文化書房博文社
- 浅野慎一 (2007-b) 「中国残留孤児に新たな給付金制度を」『法と民主主義』No.418
- 浅野慎一 (2007-c) 『増補版 日本で学ぶアジア系外国人』大学教育出版
- 浅野慎一 (2007-d) 「中国残留孤児の生活実態と新たな支援策」『CYUKYO LAWYER』vol.7
- 浅野慎一 (2008) 「激動の6年余, 道は半ば」『法と民主主義』No.431
- 浅野慎一 (2009-a) 「中国残留日本人孤児問題は解決したのか?」『飛騨』62
- 浅野慎一 (2009-b) 「中国残留日本人孤児にみる貧困——歴史的に累積された剥奪」『貧困研究』vol.3
- 浅野慎一 (2012) 「民族解放・国民主権を超えて——世界システムと東アジア」『日中社会学研究』20号
- 浅野慎一・佟岩 (2006-a) 「中国残留孤児の労働・生活と国家賠償訴訟」『労働法律旬報』No.1633
- 浅野慎一・佟岩 (2006-b) 『異国の父母——中国残留孤児を育てた養父母の群像』岩波書店
- 浅野慎一・佟岩 (2008) 「中国残留孤児の『戦争被害』」『神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要』2-1
- 浅野慎一・佟岩 (2009) 「血と国——中国残留日本人孤児の肉親探し」『神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要』3-1
- 浅野慎一・佟岩 (2010) 「中国残留日本人孤児にみる人間発達と公共性 (原語はハングル)」Edited by Sug-In Kweon “Multicultural Japan & Identity Politics” Seoul National University Press
- 浅野慎一・佟岩 (2011) 『日本人として 日本の中で 人間らしく生きるために——兵庫県に暮らす中国残留日本人孤児の人生と闘いの記録』
- 浅野慎一・森岡正芳・津田英二 (2014) 「人間発達環境学の発展に向けて」『神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要』7-2
- 朝日ジャーナル編集部 (1986) 「棄民41年の国家責任 拜啓 瀬島龍三殿」『朝日ジャーナル』5.30
- 朝日新聞残留孤児取材班 (1987) 『我是日本人』朝日新聞社
- 天野英二郎 (1995) 「転換点を迎えた中国残留邦人対策」『立法と調査』No.188
- 新井利男 (1986) 『残された日本人』径書房
- 蘭信三 (1992) 「ある中国残留婦人のアイデンティティ」戦時下日本社会研究会『戦時下の日本』行路社
- 蘭信三 (1994) 『『満州移民』の歴史社会学』行路社
- 蘭信三 (2000-a) 「パリアとしての中国帰国者」蘭信三編『「中国帰国者」の生活世界』行路社
- 蘭信三 (2000-b) 「中国帰国者とは誰なのか, 彼らをどう捉えたらよいか」蘭信三編『「中国帰国者」の生活世界』行路社
- 蘭信三 (2000-c) 「中国帰国者研究の可能性と課題」蘭信三編『「中国帰国者」の生活世界』行路社
- 蘭信三 (2006-a) 『『中国残留孤児』の問いかけ』『アジア遊学』
- 蘭信三 (2006-b) 「あとがき——日本社会にとっての中国残留孤児」『アジア遊学』No.85
- 蘭信三 (2009-a) 「課題としての中国残留日本人」蘭信三編『中国残留日本人という体験』勉誠出版
- 蘭信三 (2009-b) 「あとがき」蘭信三編『中国残留日本人という体験』勉誠出版
- 蘭信三・高野和良 (2009) 「地域社会のなかの中国帰国者」蘭信三編『中国残留日本人という体験』勉誠出版
- アーレント, ハンナ (1989) 『パリアとしてのユダヤ人』(寺島俊穂・藤原隆裕訳) 未来社
- 栗田栄 (1999) 「まだ残る戦争被害——中国残留孤児をめぐる」『歴史地理教育』10月号
- 家永三郎 (1985) 『戦争責任』岩波書店
- 庵谷磐 (1989) 「政府の対応とボランティア活動」『自由と正義』40-10
- 庵谷磐 (2006) 「中国帰国者支援施策の展開と問題点」『アジア遊学』85
- 庵谷磐 (2009) 「中国残留日本人支援施策の展開と問題点」蘭信三編『中国残留日本人という体験』勉誠出版
- 石井小夜子 (2010) 「中国残留邦人国家賠償請求訴訟」『法学セミナー』661
- 井上泰 (2006) 「大鷹判決・野山判決の批判」『法と民主主義』No.413
- 猪股祐介 (2006) 「満洲農業移民と中国残留日本人」『アジア遊学』35
- 猪股祐介 (2009) 「満州農業移民から中国残留日本人へ」蘭信三編『中国残留日本人という体験』勉誠出版
- 岩田研二郎 (2004) 「中国残留孤児国家賠償請求の集団提訴と国の責任」『大阪経済法科大学アジア・フォーラム』27
- 植村美千子 (1994) 『満州国に生まれて』勁草書房
- 江口圭一 (1989) 「小論争——中国残留孤児問題と関東軍」『日本史研究』319
- 江畑敬介・曾文星・箕口雅博・江川緑 (1989) 「性格と習慣の形成に及ぼす異民族間養子の影響」『精神医学』31
- 江畑敬介・曾文星・箕口雅博・江川緑 (1996) 「性格と習慣の形成に及ぼす異民族間養子の影響」江畑敬介・曾文星・箕口雅博編著『移住と適応』日本評論社
- 遠藤満雄 (1992) 『中国残留孤児の軌跡』三一書房
- 王欽 (2004) 『帰根——日本残留孤児的辺際人生』世界知識出版社
- 大久保明男 (2000) 「アイデンティティ・クライシスを越えて」蘭信三編『「中国帰国者」の生活世界』行路社
- 大久保真紀 (2004) 『あわが祖国よ』八朔社
- 大久保真紀 (2009) 「中国帰国者と国家賠償請求集団訴訟」蘭信三編『中国残留日本人という体験』勉誠出版

- 大場かをり・橋本進編 (1986)『母と子でみる中国残留日本人孤児』草の根出版会
- 岡庭昇・真野貢一 (1985)『媽媽 わたしは生きている』毎日新聞社
- 小川津根子 (1994)「残留婦人に道は開かれたか」『世界』593
- 小川津根子 (1995)『祖国よ——「中国残留婦人」の半世紀』岩波新書
- 小栗孝夫 (2007-a)「中国『残留孤児』国賠訴訟における『先行行為』論について」『CHUKYO LAWYER』vol.6
- 小栗孝夫 (2007-b)「裁判の現状と政治の動き——責任の明確化と孤児政策の転換を求めて」『CHUKYO LAWYER』vol.7
- 小野寺利孝 (2003)「戦争責任と戦後補償」『法と民主主義』No.384
- 《か》
- 片岡稔恵 (1995)『葉は落ちて根に帰る』東洋医学舎
- 鎌田慧 (1987)「帰ってきた青春」『潮』2月号
- 関亜新・張志坤 (2008) (修岩・浅野慎一監訳)『中国残留日本人孤児に関する調査と研究』不二出版
- 北澤貞男 (2007)「中国『残留孤児』国賠請求東京第一次訴訟判決の問題点」『法と民主主義』No.416
- 城戸久枝 (2007)『あの戦争から遠く離れて』情報センター出版局
- 木下貴雄 (2003)『中国残留孤児問題の今を考える』鳥影社
- 草地貞吾 (1979)『関東軍作戦参謀の証言』芙蓉書房
- 草地貞吾 (1986)『中国残留孤児問題の大観』日本防衛研究会
- 久野太 (1982)「中国残留孤児と戦争責任」『文化評論』253
- 久保亨 (2011)『社会主義への挑戦』岩波新書
- 郡司彦 (1981)『中国残留孤児——望郷の棄民』日中出版
- 呉万虹 (1999)「中国残留日本人の帰国」『神戸法学雑誌』49-1
- 呉万虹 (2000)「中国残留日本人の中国定着」『六甲台論集』法学政治学篇第47巻第2号
- 呉万虹 (2003)「中国残留日本人の研究」『日中社会学研究』第11号
- 呉万虹 (2004)『中国残留日本人の研究』日本図書センター
- 呉万虹 (2006)「中国に定着した残留日本人」『アジア遊学』No.85
- 呉万虹 (2009)「中国残留日本人の中国定着」蘭信三編『中国残留日本人という体験』勉誠出版
- 孔風蘭 (2013)「残留日本人二世等の中国における生活史・誌」『神戸大学大学院人間発達環境学研究紀要』6-2
- 厚生省援護局編 (1987)『中国残留孤児 これまでの足跡とこれからの道のり』ぎょうせい
- 国勢研究所・戦後処理問題調査会編輯 (1987)『写真と資料 満洲 (中国東北地区)と残留同胞孤児の記録 (増補編)』中国残留日本人孤児対策推進国民運動指標特定出版
- 今野陽三 (2010)『美しき国、そして麗しき日本人 上巻』東京図書出版会
- 《さ》
- 斉藤豊 (2006)「残留孤児訴訟の法的枠組み——救済のための新たな法理論の構築」『法と民主主義』No.413
- 斉藤豊 (2009)「中国残留孤児訴訟について」『国際人権』No.20
- 坂本龍彦 (1996)「中国の土に眠る君たちへ」『軍縮問題資料』No.190
- 坂本龍彦 (2005)「戦後60年、残留孤児たちの生の記録」『世界』5月
- 櫻井よしこ (2007)「中国残留孤児がなぜ生まれたか 今語ることこそ真の歴史教育になる」『週刊ダイヤモンド』2月17日号
- 佐藤治 (語り手)・大越葉子 (聞き手)・山下知子 (解説) (2009)「中国残留婦人の生きられた歴史」蘭信三編『中国残留日本人という体験』勉誠出版
- 史楽平 (1996)「中国残留日本人孤児の悲劇」『社会学雑誌』13
- 椎名龍治 (1984)『血が呼んだ祖国』日中出版
- 祝平主編 (1991)『夢碎「満洲」』黒龍江人民出版社
- 瀋殿忠主編 (1993)『日本僑民在中国 上冊・下冊』遼寧人民出版社
- 菅原幸助 (1982)『泣くんじゃあない』人間の科学社
- 菅原幸助 (1986)『旧満洲 幻の国の子どもたち』有斐閣選書
- 菅原幸助 (1989)『「日本人になれない」中国孤児』洋泉社
- 菅原幸助 (2003)「中国『残留孤児』、なぜ集団訴訟か」『法と民主主義』No.384
- 菅原幸助 (2006)「裁判はこうして提起された——中国『残留孤児』被害は、国の政策被害」『法と民主主義』No.413
- 菅原幸助著・社団法人神奈川中国帰国者福祉援護協会編 (1998)『日本の国籍を下さい』三一書房
- 鈴木孝雄 (1985)「中国残留婦人・孤児への責務」『時の法令』No.1241
- 鈴木孝雄 (1989)「“中国残留邦人” 発生の歴史と原因」『自由と正義』40-10
- 曹保明 (1998)『第二次世界大戦収養日本遺孤紀実』中国北方婦女出版
- 園田恭一・藤沼敏子 (1998)「中国帰国者の生活問題分析」『東洋大学社会学部紀要』36-2
- 《た》
- 大坊郁夫 (1993)「中国残留孤児家族の社会適応過程の心理学的検討」『心理学評論』vol.34, No.3
- 高橋健男 (2009)『赤い夕陽の満洲にて』文芸社
- 田中宏 (2004)「中国残留婦人の2世に対する退去強制事件について」『龍谷大学経済学論集』43-5
- 田見高秀 (2006)『「残留孤児」の被害とは』『法と民主主義』413,
- 中国「残留孤児」国家賠償訴訟弁護団全国連絡会編 (2009)『政策形成訴訟』小野寺協同法律事務所
- 趙彦民 (2006)「ある中国残留孤児のライフ・ヒストリー」『アジア遊学』85
- 張輝 (2005)「中国帰国者の生活実態に関する研究」『愛知県立大学大学院国際文化研究科論集』6号
- 張嵐 (2007-a)「中国残留孤児の帰国動機」『日本オーラル・ヒストリー研究』3号
- 張嵐 (2007-b)「中国残留孤児の永住帰国に対する自己評価を巡る社会学的考察」『人文社会科学研究』15号

- 塚瀬進 (1998)『満洲国——「民族協和」の実像』吉川弘文館
- 土井大介 (1996)『『大地の子』にみた侵略戦争の傷痕』『前衛』3月
- 修岩 (2012)「血と国——中国残留日本人孤児にみる国籍の変遷」陳天璽・近藤敦・小森宏美・佐々木てるの編著『越境とアイデンティフィケーション』新曜社
- 修岩・浅野慎一 (2006)「残留孤児を育てた養父母たち」『アジア遊学』85
- 修岩・浅野慎一 (2008-a)「中国残留孤児の移動・生活とナショナル・アイデンティティ」浅野慎一・岩崎信彦・西村雄郎編著『京阪神都市圏の重層的なりたち』昭和堂
- 修岩・浅野慎一 (2008-b)「訳者あとがき」関亜新・張志坤 (2008) (修岩・浅野慎一監訳)『中国残留日本人孤児に関する調査と研究』不二出版
- 修岩・浅野慎一 (2009-b)「中国残留孤児を育てた養父母たち」蘭信三編著『中国残留日本人という体験』勉誠出版
- 修岩・浅野慎一 (2009-b)「ポスト・コロニアルの中国における残留日本人孤児」『神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要』2-2
- 修岩・浅野慎一 (2010)「祖国と越境——中国残留日本人孤児の永住帰国」『神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要』3-2
- Tong Yan & Shinichi Asano (2014) "Blood and Country: Chugoku Zanryu Koji, Nationality and the Koseki" Edited by David Chapman, Karl Jakob Krogness, Japan's Household Registration System and Citizenship, Routledge
- 鳥海準 (2005)「中国残留孤児と国の戦争責任」『前衛』2005年11月
- 《な》
- 中島多鶴・NHK取材班 (1990)『忘れられた女たち——中国残留婦人の昭和』日本放送出版協会
- 中野謙二 (1987)『中国残留孤児問題——その問いかけるもの』情報企画出版
- 永田秀樹 (2007)『『戦争損害論』と日本国憲法』『阿部照哉先生喜寿記念論文集』成文堂
- 西椋章 (2007-a)「中国残留孤児訴訟をどう考えるか」『法学セミナー』No.628
- 西椋章 (2007-b)「中国残留孤児訴訟における国の不作為責任」『法律論叢』第79巻第4・5合併号
- 《は》
- 梅桑楡 (1991)『侵華日俘大遣返』济南出版社
- 橋本カツ子訳・編 (1978)『一九四五年！ 慟哭の満洲——日本人孤児からの手紙』太平出版社
- 馬場尚子 (2001)「これからの高齢帰国者支援のあり方」『中国帰国者定着促進センター紀要』第9号
- 班忠義 (1992)『曾おばさんの海』朝日新聞社
- 人見剛 (2006)「中国残留孤児・中国残留婦人が提起した国家賠償訴訟に係る最近の二つの地裁判決について (下)」『判例時報』1933号
- 馮興盛 (1997)『情糸華桑——日本孤児在中国』大連理工大学出版社
- 藤森研 (2011)『日本国憲法の旅』花伝社
- 歩平 (1994)「急がねばならない調査」『世界』4月
- 《ま》
- マルクス (1959-a)「ヘーゲル法哲学の批判から」『マルクス・エンゲルス全集』1巻 大月書店
- マルクス (1959-b)「ユダヤ人問題に寄せて」『マルクス・エンゲルス全集』1巻 大月書店
- マルクス (1959-c)「第6回ライン州議会の議事 (第3論文)」『マルクス・エンゲルス全集』1巻 大月書店
- マルクス (1960)「道徳的批判と批判的道徳」『マルクス・エンゲルス全集』4巻 大月書店
- マルクス (1963)「フォイエエルバッハにかんするテーゼ」『マルクス・エンゲルス全集』3巻 大月書店
- 三留理男 (1988)『満州 棄民』東京書籍
- 南誠 (2005)「『中国残留日本人』の歴史的形成に関する一考察」『日中社会学研究』第13号
- 南誠 (2006-a)「『中国残留日本人』の形成と記憶」『アジア遊学』85
- 南誠 (2006-b)「『中国帰国者』の表象をめぐる」庄司博史・金美善編『多民族日本のみせかた』国立民族博物館調査報告64
- 南誠 (2007)「『中国残留日本人』の語られ方」山本有造編著『満洲 記憶と歴史』京都大学学術出版会
- 南誠 (2009)「想像される『中国残留日本人』——「国民」をめぐる包摂と排除」蘭信三編『中国残留日本人という体験』勉誠出版
- 《や》
- ヤスパース, カール (1998)『戦争の罪を問う』(橋本文夫訳)平凡社
- 安原幸彦 (2004)「『残留孤児』の被害とは何か」『法と民主主義』No.390
- 安原幸彦 (2006)「全面解決を目指して」『法と民主主義』No.413
- 山田昭次 (2005)「満州農業移民」山田昭次『植民地支配・戦争・戦後の責任』創史社 (初出は1978, 原題「ふりかえる日本の未来—解説・満州移民の世界」山田昭次編『近代民衆の記録 6 満州移民』新人物往来社)
- 山室信一 (1993)『キメラ——満洲国の肖像』中公新書
- 読売新聞大阪社会部編 (1982)『中国孤児』読売新聞社
- 《わ》
- 若槻泰雄 (1995)『新版 戦後引揚げの記録』時事通信社
- 和田登 (1991)「『キムの十字架』への旅」信濃毎日新聞社